



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年9月30日金曜日 第346号

◇ 目 次 ◇

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更.....（税務課）... 780
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（経営支援課）... 780
 地籍調査の成果の認証.....（農政課）... 781
 公聴会の開催（4件）.....（都市計画課）... 781
 指定居宅サービス事業者の指定.....（東予地方局地域福祉課）... 782
 指定居宅サービス事業の廃止.....（ " " ）... 782
 建設業者の許可の取消し.....（東予地方局管理課）... 783

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（労政雇用課）... 783

公 告

人事行政の運営等の状況の公表.....（人事課）... 784
 技能検定の合格者.....（労政雇用課）... 826

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表.....（監査事務局）... 833

公 営 企 業 管 理 規 程

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）... 842

雑 報

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の令和3年度に係る財務諸表の公表.....（保健福祉課）... 843

告 示

○愛媛県告示第999号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、令和4年9月5日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

令和4年9月30日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売りさばき人氏名	変 更 事 項	
		新	旧
15	愛媛県猟友会 東新支部 支部長 伊藤 恵文	1 住所 新居浜市松神子2 丁目3-42 2 代表者氏名 伊藤 恵文 3 売りさばき所 新居浜市松神子2 丁目3-42	1 住所 新居浜市平形町6 番38号 2 代表者氏名 高橋 正年 3 売りさばき所 新居浜市平形町6 番38号

○愛媛県告示第1000号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年9月30日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ドン・キホーテ松山店	松山市土居田町133番地1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 白濱 満明	日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 平田 一馬	令和4年 6月29日	令和4年 9月16日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名	株式会社ドン・キホーテ 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 代表取締役 成沢 潤治	株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 代表取締役 吉田 直樹	令和元年 9月25日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1001号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年9月30日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
宇和島市	高串の第7・第8	令和2年度から令和3年度まで	宇和島市（高串の第7・第8）の地籍図及び地籍簿
大洲市	菅田第4計画区	令和2年度から令和3年度まで	大洲市（菅田第4計画区）の地籍図及び地籍簿
大洲市	菅田第6計画区	令和2年度から令和3年度まで	大洲市（菅田第6計画区）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

令和4年9月30日

○愛媛県告示第1002号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和4年9月30日

愛媛県知事 中村時広

1 日時 令和4年10月17日（月）14時から

2 場所 愛媛県北宇和郡鬼北町近永797 近永公民館2階講堂

3 公聴会の案件及びその概要

(1) 案件

広見都市計画道路の変更案について

(2) 案件の概要

広見都市計画道路中・3・1泉橋本町線を変更する。

4 公述の申出等

(1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該都市計画区域内市町に在住の人並びに利害関係者に限る）は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

(2) 申出の期限

令和4年10月11日（火）まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。

(3) 問合せ先

〒790 0001 愛媛県松山市一番町四丁目1-2

愛媛県自治会館5階

愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ

（電話 089 912 2738）

○愛媛県告示第1003号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和4年9月30日

愛媛県知事 中村時広

1 日時 令和4年10月17日（月）14時から

2 場所 愛媛県北宇和郡鬼北町近永797 近永公民館2階講堂

3 公聴会の案件及びその概要

(1) 案件

広見都市計画道路の変更案について

(2) 案件の概要

広見都市計画道路中・小・2永野市線を廃止する。

4 公述の申出等

(1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該都市計画区域内市町に在住の人並びに利害関係者に限る）は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

(2) 申出の期限

令和4年10月11日（火）まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。

(3) 問合せ先

〒790 0001 愛媛県松山市一番町四丁目1-2

愛媛県自治会館5階

愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ

（電話 089 912 2738）

○愛媛県告示第1004号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画

公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和4年9月30日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 日時 令和4年10月17日（月）14時から
- 2 場所 愛媛県北宇和郡鬼北町近永797 近永公民館2階講堂
- 3 公聴会の案件及びその概要

(1) 案件

広見都市計画道路の変更案について

(2) 案件の概要

広見都市計画道路中・3・2栄町芝線を廃止する。

4 公述の申出等

(1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該都市計画区域内市町に在住の人並びに利害関係者に限る）は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

(2) 申出の期限

令和4年10月11日（火）まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。

(3) 問合せ先

〒790 0001 愛媛県松山市一番町四丁目1 - 2

愛媛県自治会館5階

愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ

（電話 089 912 2738）

公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和4年9月30日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 日時 令和4年10月17日（月）14時から
- 2 場所 愛媛県北宇和郡鬼北町近永797 近永公民館2階講堂
- 3 公聴会の案件及びその概要

(1) 案件

広見都市計画道路の変更案について

(2) 案件の概要

広見都市計画道路中・小・3奈良通線を廃止する。

4 公述の申出等

(1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該都市計画区域内市町に在住の人並びに利害関係者に限る）は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

(2) 申出の期限

令和4年10月11日（火）まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。

(3) 問合せ先

〒790 0001 愛媛県松山市一番町四丁目1 - 2

愛媛県自治会館5階

愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ

（電話 089 912 2738）

○愛媛県告示第1005号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画

○愛媛県告示第1006号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和4年9月30日

愛媛県東予地方局長 山本 泰 士

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ハートウォーミングライフ藤田	訪問介護ステーションさくら	愛媛県今治市桜井4丁目6番52号ハートウォーミングライフ志々満	令和4年8月20日	訪問介護

○愛媛県告示第1007号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年9月30日

愛媛県東予地方局長 山本 泰 士

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人亀天会	ヘルパーステーション鶴翠	愛媛県西条市三芳1535番地1	令和4年8月4日	訪問介護
社会福祉法人 興風会	幸風園	愛媛県今治市大西町紺原甲290番地1	令和4年8月31日	訪問介護

有限会社エクイティ	ライフケア紙ふうせん	愛媛県四国中央市中之庄町26番地1サ ンハイツ中之庄901	令和4年7月31日	訪問介護
-----------	------------	----------------------------------	-----------	------

○愛媛県告示第1008号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和4年9月30日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-29)第10658号	平成29年10月6日	(有)西岡塗装工業	西岡 靖夫	西条市壬生川30-5	令和4年7月22日	塗装工事業	建設業の廃止
(般-2)第14778号	令和3年3月4日	(株)船本工務店	船本 忠男	新居浜市中西町14-51	令和4年8月5日	土木工事業 建築工事業	建設業の廃止
(特-2)第18502号	令和2年7月21日	(株)大力	田中 達也	西条市喜多川853	令和4年8月22日	機械器具設置工事業	建設業の廃止

訓 令

○愛媛県訓令第15号

庁中一般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前											
別表第7（第4条関係） 知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項				別表第7（第4条関係） 知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項											
組織名	事務の種類	事項	決裁区分				組織名	事務の種類	事項	決裁区分					
			知事	専決者						知事	専決者				
				部 長	局 長	課 長	主 幹					部 長	局 長	課 長	主 幹
労 政 雇 用 課	1～7 省略							1～7 省略							
	8 労働者協同組合法の施行に関する事務	1 労働者協同組合に関すること。													
		(1) 一時役員等の選任（第37条第2項、第42条第5項、第94条第2項）				—									
		(2) 総会等の招集の承認（第53条第8項、第60条、第71条第6項、第94条第2項）				—									
		(3) 指針の策定及び変更の協議（第130条第2項）				—									
		2 特定労働者協同組合に関すること。													
	(1) 認定（第94条の2、第94条の8）				—										

(2) 県警察本部長等の意見の 聴取(第94条の6)															
(3) 変更の認定(第94条の 8、第94条の9第1項、第 4項)															
(4) 報酬規程等、貸借対照表 等の公開(第94条の14)															
3 県警察本部長等の意見の聴 取(第128条)															
4 組織変更後組合に関するこ と。															
(1) 特定残余財産の譲渡の確 認(附則第24条第2項)															
(2) 裁判所に対する意見の具 申等(附則第25条、特定非 営利活動促進法第32条の2 第3項、第4項)															
9 省略															
10 省略															
11 省略															
12 省略															
8 省略															
9 省略															
10 省略															
11 省略															

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

公 告

○公 告

人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

令和4年9月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 人事行政の運営の状況

(1) 任免及び職員数に関する状況

ア 職員の採用の状況

令和3年度の新規採用者数は、市町立小・中学校教員を含め、愛媛県全体で1,947人(任期の定めのない常勤職員896人、会計年度任用職員1,051人)です。任命権者別の職種別・性別内訳は、以下のとおりです。

(ア) 知事

(単位:人)

区分	行政事務	総合土木	建築	農業	畜産	林業	水産	化学	機械	薬剤師	福祉
男性	53	12	2	9	0	0	2	3	1	2	5
女性	36	1	2	7	1	4	0	0	0	0	3
合計	89	13	4	16	1	4	2	3	1	2	8

心理	保健師	管理栄養士	保育士	臨床検査技師	獣医師	看護師	海技士	職業訓練指導員	医師	合計
0	0	0	2	0	0	0	2	2	0	95
2	6	1	3	1	1	2	1	0	1	72
2	6	1	5	1	1	2	3	2	1	167

割愛採用者、自治医大医師は除いている。

区分	会計年度任用職員
男性	64
女性	292
合計	356

パートタイム職員は除いている。

(イ) 公営企業管理者

(単位：人)

区分	行政事務	電気・電子	医師	薬剤師	診療放射線技師	理学療法士	作業療法士	臨床検査技師	管理栄養士	視能訓練士	看護師	合計
男性	3	1	37	3	1	1	1	4	0	0	8	59
女性	3	0	17	5	1	2	0	1	1	1	83	114
合計	6	1	54	8	2	3	1	5	1	1	91	173

割愛採用者は除いている。

区分	会計年度任用職員
男性	111
女性	547
合計	658

パートタイム職員は除いている。

(ウ) 教育委員会

(単位：人)

区分	小中学校教諭	高等学校等教諭	養護教諭	実習助手	学校事務	栄養教諭	寄宿舎指導員	学芸員	海技士	合計
男性	127	36	0	1	23	0	2	0	1	190
女性	163	44	21	1	12	3	1	2	0	247
合計	290	80	21	2	35	3	3	2	1	437

割愛採用者は除いている。

区分	会計年度任用職員
男性	5
女性	10
合計	15

パートタイム職員は除いている。

(エ) 警察本部長

(単位：人)

区分	警察官	警察官(武道)	警察官(サイバ-犯罪捜査官)	警察事務	航空整備士	合計
男性	90	2	1	6	1	100
女性	12	0	0	7	0	19
合計	102	2	1	13	1	119

割愛採用者は除いている。

区分	会計年度任用職員
男性	4

女性	18
合計	22

パートタイム職員は除いている。

イ 職員の退職の状況

職員の定年等に関する条例により、一部の職員を除いて定年年齢は60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとしています。令和3年度における退職者数は、定年による退職と定年前の自己都合や死亡等による退職を合わせて1,078人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区分	知事	公営企業管理者	議会議長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長	合計
定年退職	118	33	1	1	465	57	675
定年前退職	57	118	0	0	176	52	403
合計	175	151	1	1	641	109	1,078

割愛退職者は除いている。

ウ 職員の再任用の状況

地方公務員法により、任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、常時勤務又は短時間勤務の職に採用することができることとされています。任期は1年ですが、4回まで任期を更新することができます。令和3年度における新規再任用者数は337人、任期更新者数は753人、離職者数は185人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区分	知事	公営企業管理者	人事委員会	議会議長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長	合計
新規再任用者数	41	18	1	1	0	255	21	337
任期更新者数	182	37	0	1	1	489	43	753
離職者数	58	1	0	0	0	111	15	185

エ 職員数の状況

令和3年及び令和4年の各年の4月1日現在の部門別職員数の状況と令和4年の職員数の主な増減理由、年齢別職員構成の状況並びに定員管理の方針及び進捗状況は、以下のとおりです。

(ア) 部門別職員数の状況と令和4年の職員数の主な増減理由

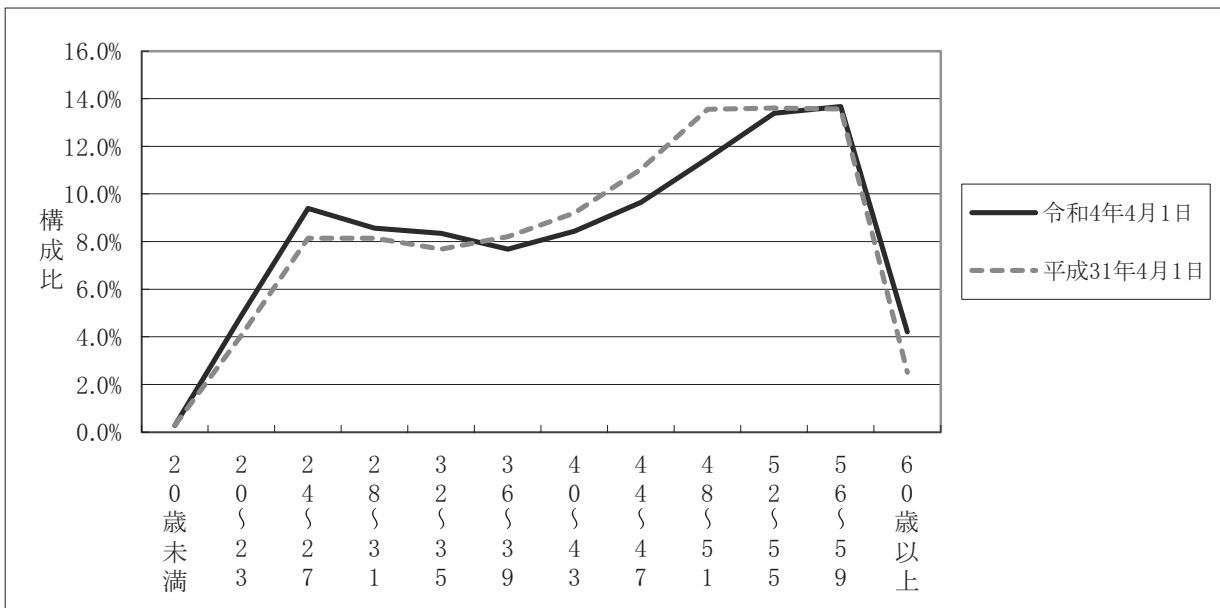
(各年4月1日現在)

		職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和3年	令和4年		
一般 行政 部門	議会	31	31	0	
	総務企画	696	695	1	オリバラ推進室の廃止
	税務	166	176	10	育休代替職員等の減
	民生	392	409	17	ねんりんピックの開催準備
	衛生	486	501	15	感染症対策の体制強化
	労働	85	88	3	欠員補充
	農林水産	1,012	1,003	9	育休代替職員等の減
	商工	207	203	4	派遣職員の減
	土木	756	753	3	上島架橋建設課の廃止

	小 計	3,831 [90] 330	3,859 [64] 310	28 [26] 20	
(男女別)	男	(2,780)	(2,753)		
	女	(1,051)	(1,106)		
特別 行政 部門	教 育	11,482	11,350	132	児童生徒数の減少による教職員の減
	(男女別)	男	(5,631)	(5,539)	
		女	(5,851)	(5,811)	
	警 察	2,882	2,873	9	欠員不補充
	(男女別)	男	(2,402)	(2,389)	
	女	(480)	(484)		
	小 計	14,364 [277] 35	14,223 [281] 35	141 [4] 0	
公営企業等部門		2,051 [46] 606	2,071 [49] 601	20 [3] 5	県立病院における診療体制の強化 新型コロナウイルス対応
	(男女別)	男	(642)	(639)	
		女	(1,409)	(1,432)	
	合計	20,246 [413] 971	20,153 [394] 946	93 [19] 25	
	(条例定数)	(21,365)	(21,377)		

- 注1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員を含み、臨時又は非常勤の職員（総務省定員管理調査対象の臨時的任用職員を除く。）は含まれていません。
- 2 []内は再任用短時間職員の数、内はフルタイム会計年度任用職員の数であり、外書きです。
- 3 この表は、従事する職務の部門ごとの職員の集計であり、「⁽²⁾給与の状況」において適用給料表ごとに集計した職員数とは一致しません。
- 4 一般行政部門には、知事の事務部局（公立大学法人愛媛県立医療技術大学への派遣職員、博物館職員及び国保事業関係職員を除く。）のほか、人事委員会、議会、監査委員及び労働委員会の事務部局が含まれています。

(イ) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



区分	20歳 未満	20歳 ～23歳	24歳 ～27歳	28歳 ～31歳	32歳 ～35歳	36歳 ～39歳	40歳 ～43歳	44歳 ～47歳	48歳 ～51歳	52歳 ～55歳	56歳 ～59歳	60歳 以上	計
職員数(人)	57	987	1,892	1,725	1,681	1,549	1,700	1,943	2,316	2,699	2,757	847	20,153
構成比	0.3%	4.9%	9.4%	8.6%	8.3%	7.7%	8.4%	9.6%	11.5%	13.4%	13.7%	4.2%	100.0%

(ウ) 定員管理の方針及び進捗状況

a 定員管理の方針

- (a) 計画期間：令和2～5年度（4年間）
- (b) 対 象：一般行政部門職員数（再任用職員及び災害復興等に係る採用者を除く）
- (c) 方 針：現職員数を基本としつつ、厳格な定員管理を継続
〔H31.4.1の職員数3,625人を基準〕

b 定員適正化手法の概要

職員の年齢構成の平準化や優秀な職員確保に向けた方策の強化を図りながら、平成31年4月1日時点の一般行政部門の職員数を基本としつつ、厳格な定員管理に努めました。

c 新しい行革大綱の年次別実績の概要

（各年4月1日現在）

区分	職員数	平成31年 (計画前年)	令和2年 (1年目)	令和3年 (2年目)	令和4年 (3年目)	令和5年 (4年目)
		対基準年 増減				
一般行政部門	職員数	3,625 [3,744]	3,619 [3,787]	3,638 [3,831]	3,630 [3,859]	
一般行政部門	対基準年 増減		6 [43]	13 [87]	5 [115]	
教育部門	職員数	11,404 [11,716]	11,229 [11,641]	11,035 [11,482]	10,809 [11,350]	
教育部門	対基準年 増減		175 [75]	369 [234]	595 [366]	
警察部門	職員数	2,826 [2,854]	2,821 [2,859]	2,832 [2,882]	2,818 [2,873]	
警察部門	対基準年 増減		5 [5]	6 [28]	8 [19]	
公営企業部門	職員数	2,065 [2,077]	2,055 [2,065]	2,040 [2,051]	2,060 [2,071]	
公営企業部門	対基準年 増減		10 [12]	25 [26]	5 [6]	
計	職員数	19,920 [20,391]	19,724 [20,352]	19,545 [20,246]	19,317 [20,153]	
計	対基準年 増減		196 [39]	375 [145]	603 [238]	

注1 計画期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間です。

2 [] 内の数値は、フルタイム再任用職員及び災害復興等に係る採用者を含んだ職員数及び増減数を示すものです。

(2) 人事評価の状況

ア 定期人事考課

(ア) 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

課長級以下の一般職の職員を対象に、令和2年12月1日から令和3年11月30日まで（会計年度任用職員にあっては、令和3年4月1日から令和3年12月31日まで）の期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、評定を受ける職員の直近上位の職位となる管理職職員が評定者として、職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、評定者の直近上位の職位となる管理職職員が調整者として、評価結果の調整を行います（調整については会計年度任用職員を除く）。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、人事評価と併せ、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び現在の仕事についての成果等を申告する自己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

(イ) 教育委員会（市町立学校教職員）

令和2年11月1日から令和3年10月31日まで（会計年度任用職員にあつては、令和3年4月1日から令和3年12月31日まで）の期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、校長の評定は市町教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、市町教育長が調整者として、評価結果の調整を行います（調整については会計年度任用職員を除く）。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、人事評価と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

(ウ) 教育委員会（県立学校教職員）

令和2年11月1日から令和3年10月31日まで（会計年度任用職員にあつては、令和3年4月1日から令和3年12月31日まで）の期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、校長の評定は愛媛県教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、愛媛県教育長が調整者として、評定結果の調整を行います（調整については会計年度任用職員を除く）。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、人事評価と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

(エ) 警察本部長

令和3年度においても、年1回の能力評価及び年2回の業績評価を行いました。

能力評価は、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間について、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で評価し、業績評価は、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの期間及び令和3年10月1日から令和4年3月31日までの期間について、職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で評価を行っています。

人事評価は、上席係長以上の警察官又は課長補佐以上の一般職員が評価者として評価を行い、上位の幹部職員が調整者として評価結果の調整を行った後、調整者の上位の職位にある確認者に提出し、確認を受けて確定します。

なお、会計年度任用職員の人事評価にあつては、令和3年4月1日から令和3年12月31日までの期間の勤務状況について、警部以上の警察官又は課長補佐以上の一般職員が評価者として評価を行い、所属長が評価結果の確認を行います。

評価結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

イ 特別人事考課

(ア) 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

条件付採用期間中の職員を対象に、採用の日から5か月（会計年度任用職員にあつては、15日）を経過した日までの期間の勤務状況について、評定を行い、所属長（部長、病院長等）が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

(イ) 教育委員会（市町立学校教職員及び県立学校教職員）

条件付採用期間中の教職員を対象に、採用の日から5か月（教員は10か月）を経過した日までの期間の勤務状況について、評定を行い、校長が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

なお、県立学校の教員については、平成16年度の特別人事考課から、教員として求められる資質である社会性、コミュニケーション能力、職務に対する意欲等について校長が評価し、教育委員会に報告することとしています。

(ウ) 警察本部長

条件付採用期間中の職員を対象に、条件付採用期間終了直前までの期間の勤務状況について、勤務成績評価を行い、評価者、調整者及び確認者が、職務遂行能力、適性等を評価しました。評価結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

(3) 給与の状況

ア 総括

(ア) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費には、一般職の職員（警察関係職員、教育関係職員、一般行政関係職員及び会計年度任用職員をいう。以下同じ。）に支給する給与と、知事等特別職の職員に支給する給与、議員の報酬等のほか、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

令和3年度における普通会計の決算による人件費の状況は、以下のとおりです。

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	令和2年度 の人件費率
令和3年度	1,341,539 人	742,593,857 千円	2,578,123 千円	162,142,906 千円	21.8 %	22.5 %

(イ) 職員給与費の状況(普通会計予算)

令和4年度当初予算における職員給与費の状況は、以下のとおりです。

区分	職員数 (A)	給与費					1人当たり 平均給与費 (B/A)
		報酬	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
令和4年度	21,564 人	2,826,736 千円	80,731,512 千円	13,576,273 千円	31,628,127 千円	128,762,648 千円	5,971 千円

注1 職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される報酬及び給料、扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は含んでいません。

2 職員数は、令和4年度当初予算に計上された数値(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員を含む。)であり、令和4年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

(ウ) 特記事項

令和4年度は、知事等特別職の給与の臨時的な減額措置を以下のとおり行っています。

特別職

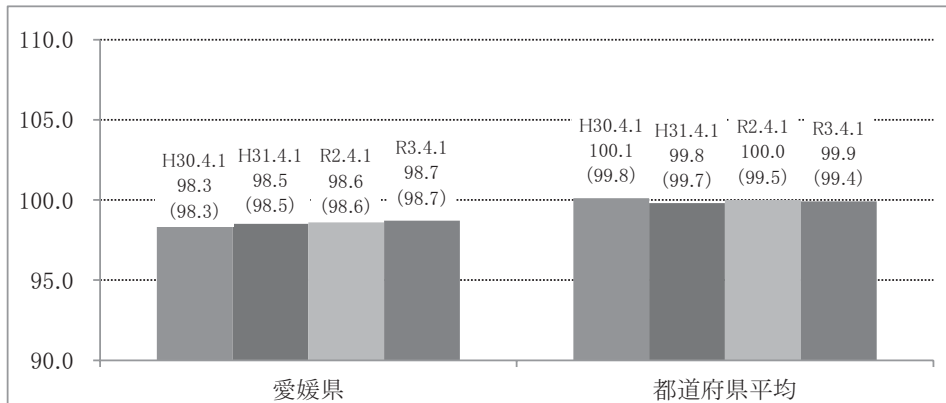
区分	給料
知事	10 / 100
副知事	6 / 100
教育長、公営企業管理者、常勤監査委員	5 / 100

(エ) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数ですが、本県ラスパイレス指数は、本県の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者のそれを100として比較したものです。

本県の令和3年4月1日におけるラスパイレス指数は、98.7と国よりも低くなっており、都道府県平均(99.9)を1.2ポイント下回っています。

なお、給与水準の比較対象となる給料に加えて、東京都特別区など主に民間賃金の高い地域に勤務する職員には、最大20%の地域手当が支給されており、支給対象職員の割合は、国家公務員が75.3%(令和3年4月1日現在)であるのに対し、県職員は0.3%(令和3年4月1日現在)となっていますが、このラスパイレス指数には反映されていません。



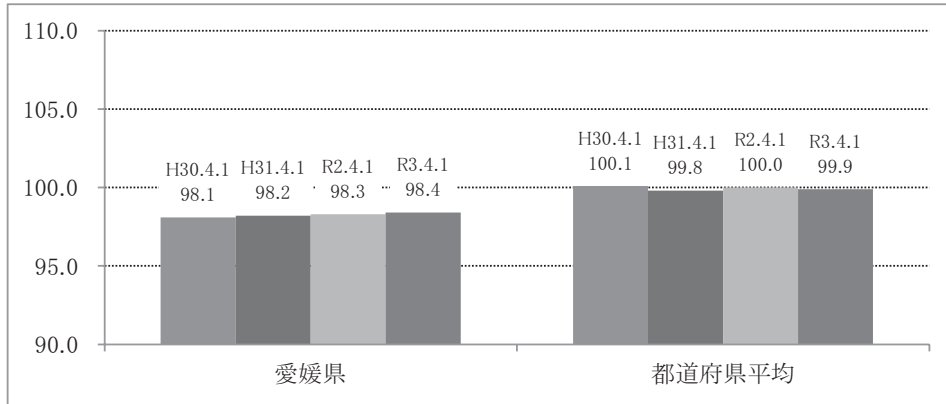
注1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

注2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(オ) パーシェ指数の状況（各年4月1日現在）

県職員の給与水準を示す指標として、ラスパイレス指数の他にパーシェ指数があり、本県の令和3年4月1日におけるパーシェ指数は、98.4と国よりも低くなっています。

なお、ラスパイレス指数は国家公務員の職員構成を基準として算出するのに対して、パーシェ指数は本県の職員構成を基準として算出するもので、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。



イ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

本県では、行政職給料表、公安職給料表、中学校・小学校教育職員給料表、高等学校等教育職員給料表、技能労務職員の給料表など9種類の給料表を定めています。

令和4年4月1日現在における職員数（企業会計関係職員2,064人、再任用短時間勤務職員345人及びフルタイム会計年度任用職員345人を含まない。以下(イ)及び(ウ)において同じ。）は、18,089人です。

このうち、代表的な職種である一般行政職（行政職給料表適用者のうち、税務事務に従事する職員及び船員（以下「税務職員等」という。）を除いた職員をいう。以下(ウ)において同じ。）4,140人（22.9パーセント）、技能労務職189人（1.0パーセント）、高等学校（特別支援学校を除く。）教育職2,248人（12.4パーセント）、中学校・小学校教育職7,110人（39.3パーセント）及び公安職2,481人（13.7パーセント）の職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、以下のとおりです。

a 一般行政職（行政職給料表適用者（税務職員等を除く。））

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛媛県	43.0歳	318,684円	414,565円

b 技能労務職（技能労務職に係る給料表適用者）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛媛県	55.5歳	333,161円	367,398円
うち 用務員	55.0歳	340,988円	379,141円
うち 自動車運転員	58.8歳	285,928円	310,805円
うち 学校給食員	55.8歳	328,850円	361,110円

c 高等学校教育職（高等学校等教育職員給料表適用者（特別支援学校職員を除く。））

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛媛県	46.3歳	384,659円	438,401円

d 中学校・小学校（幼稚園）教育職（中学校・小学校教育職員給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	44.9歳	362,649円	397,778円

e 公安職（公安職給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	38.7歳	327,023円	430,186円

注1 平均給料月額とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の給料、給料の調整額及び教職調整額の合算額の平均であり、学歴、経験年数、職位等の要素は、考慮に入れていません。

2 平均給与月額とは、職員の給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。

(イ) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

令和4年4月1日現在における代表的な職種の職員の初任給を国のそれと比較した状況は、以下のとおりです。

区 分		愛 媛 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	189,643円	総合職（大卒） 186,700円 一般職（大卒） 182,200円
	高校卒	155,674円	一般職（高卒） 150,600円
技 能 労 務 職	高校卒	148,639円	-
	中学卒	132,961円	-
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	220,328円	-
中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職	大学卒	220,328円	-
公 安 職	大学卒	213,160円	総合職（大卒） 214,400円 一般職（大卒） 211,400円
	高校卒	181,101円	一般職（高卒） 173,400円

(ウ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

令和4年4月1日現在における代表的な職種の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況は、以下のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大学卒	263,882円	359,833円	377,310円	390,733円
	高校卒	221,640円	311,092円	359,878円	375,070円
技 能 労 務 職	高校卒			293,661円	317,731円
	中学卒				
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	314,246円	403,028円	425,953円	434,251円
	高校卒		308,229円	370,000円	
中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職	大学卒	310,350円	389,909円	413,196円	423,306円
	高校卒				
公 安 職	大学卒	283,955円	386,024円	409,936円	421,128円
	高校卒	258,623円	354,885円	404,901円	416,587円

注 経験年数とは、おおむね次のとおりです。

- ① 学歴取得後直ちに本県へ就職した者 県職員として在職した年数
- ② 学歴取得後無職の期間又は他へ就職していた期間を経て本県へ就職した者 無職の期間の4分の1及び他へ就職していた期間のおおむね10分の8の期間と県職員として在職した期間とを合算した年数

ウ 一般行政職の級別職員数等の状況

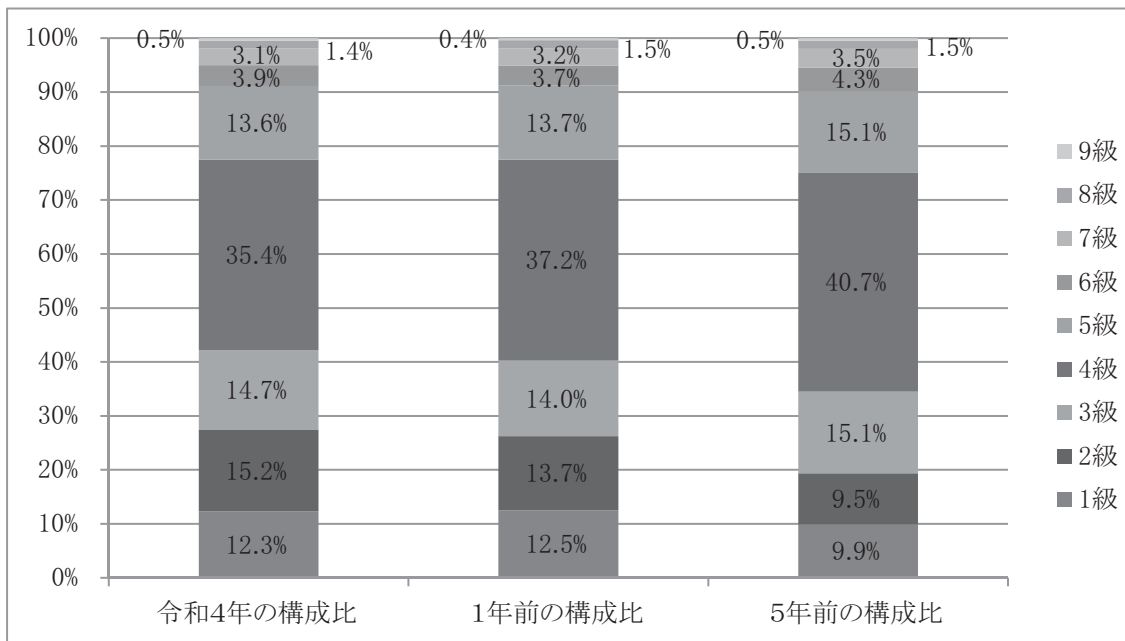
一般行政職の級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により1級から9級までの9区分に分かれており、これらは、10級制となっている国の行政職俸給表(一)の1級から9級までの区分と同じです。

令和4年4月1日現在における級別職員数とその構成比は、以下のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	489人	12.3%	146,830円	248,838円
2級	主事・技師	605人	15.2%	196,477円	305,721円
3級	主任・係長	584人	14.7%	232,657円	351,750円
4級	専門員	1,407人	35.4%	265,521円	386,121円
5級	課長補佐・主幹	540人	13.6%	291,148円	394,965円
6級	課長	155人	3.9%	320,796円	412,251円
7級	参事	124人	3.1%	364,714円	447,124円
8級	局長	57人	1.4%	410,140円	470,943円
9級	部長	19人	0.5%	460,692円	530,137円
計		3,980人	100%		

- 注1 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
 注2 再任用職員は含んでいません。
 注3 構成比は小数第2位で四捨五入しているため、各区分の合計は100.0%にならないこともあります。



エ 職員の手当の状況

職員には、基本給としての給料のほか、各職員の生活実態及び勤務条件の違い等を考慮して、各種の手当を支給しています。

主な手当は、以下のとおりであり、おおむね国と同じ内容となっています。

なお、各手当の支給実績及び1人当たり平均支給額は、令和3年度普通会計決算ベースの額（フルタイム会計年度任用職員を除く。）です。

(ア) 期末手当・勤勉手当

愛媛県	国
1人当たり平均支給額（令和3年度決算）	-
1,509千円	

(令和3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 1.90 月分 (1.35 月分) (0.90 月分)		(令和3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.90 月分 (1.45 月分) (0.90 月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員(局長級以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.0月分、勤勉手当2.3月分となっています。
 2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(令和4年4月1日現在)

愛 媛 県			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた11段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置(2~20%加算)			定年前早期退職特別措置(2~45%加算)		
	自己都合	勤奨・定年		自己都合	勤奨・定年
1人当たり平均支給額	3,476 千円	21,624 千円			

注 1人当たり平均支給額は、令和3年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(ウ) 地域手当(令和4年4月1日現在)

地域手当は、民間賃金の地域間格差を適切に反映するため、東京都特別区、大阪府大阪市、愛知県名古屋市、広島県広島市及び香川県高松市に勤務する職員に対して支給しているものです。また、医師については、一般的に、人材確保が困難である地方の方が都市部より給与が高いという実状があることから、それを反映させるために支給しています。加えて、東日本大震災に係る宮城県の復旧事業等に従事するため、地方自治法第252条の17の規定に基づき、愛媛県から宮城県に派遣される職員について、愛媛県と宮城県の協定に基づいて支給しています。

支 給 実 績(令和3年度決算)				54,637千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)				815,478円
区 分	支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	国の支給率
医 師		16%	25人	16%
医師以外	東京都(特別区)	20%	25人	20%
	大阪府(大阪市)	16%	7人	16%
	愛知県(名古屋市)	15%	1人	15%
	広島県(広島市)	10%	1人	10%
	香川県(高松市)	6%	1人	6%
	宮城県(仙台市)	4.5%	0人	6%

注 支給対象職員数は、令和4年4月1日現在の職員数です。

(エ) 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に、その勤務の特殊性に基づき支給するものです。

支給実績（令和3年度決算）		1,188,446千円		
支給職員1人当たり平均支給額（令和3年度決算）		94,735円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）		65.2%		
手当の種類（手当数）		55		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和3年度）	支給単価
県税事務従事職員の特殊勤務手当	県税事務に従事する職員	納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課及び徴収に関する業務等	954千円	日額 500円
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当	伝染病防疫業務に従事する職員	伝染病患者等の救護作業 伝染病菌の付着した物件等の処理作業 伝染病菌を有する家畜等の防疫作業（以外） 伝染病菌を有する家畜等の防疫作業（鳥インフルエンザに係る患畜等との殺作業）	2,337千円	日額 290円 日額 1,470円
		新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者から検体を採取する作業 新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う疫学的調査その他の調査の作業 新型コロナウイルス感染症の患者を搬送する自動車に同乗して当該患者に付き添う作業 人事委員会が前3号に掲げる作業に相当すると認める作業	7,648千円	日額 3,000円又は 日額 4,000円 （長時間又は及びのうち身体に接触するもの）
産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当	産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員	人体に有毒なガスの発生を伴う業務 特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 病理細菌を取り扱う業務	1,715千円	日額 290円 及び 日額 200円
特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当	特殊現場作業に従事する職員	トンネルの坑内で従事するトンネル掘り作業 墜落の危険が特に著しい箇所で行う作業等	3千円	日額 560円 日額 220円
レントゲン技術従事職員の特殊勤務手当	レントゲン技術又はその補助に従事する職員	レントゲンを使用して、有害放射線の影響を受ける作業	250千円	日額 230円
児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当	児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員	児童の一時保護及び心理判定作業 重症心身障害児等の看護作業等 知的障害者の心理判定作業 精神障害者等の看護作業等及び心理判定作業	10,414千円	日額 950円 ～ 日額 420円
児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当	児童自立支援施設に勤務する職員	児童の自立支援又は生活支援の業務	6,420千円	日額 820円、1,480円、 2,220円
県警察に勤務する職員の特殊勤務手当				
私服員の捜査、逮捕作業等手当	当該作業に従事する私服警察職員	犯罪予防、捜査、被疑者逮捕作業	66,836千円	日額 560円
犯罪鑑識作業手当	当該作業に従事する警察職員	指紋、手口、写真等を利用する犯罪鑑識作業	5,968千円	日額 280円又は560円
交通取締用自動車等運転作業手当	当該作業に従事する警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業	30,321千円	日額 420円又は560円
山岳捜索救難作業手当	山岳救助警備隊に属する警察職員	山岳において遭難事故が発生した場合において行う遭難者の捜索救難作業	24千円	日額 840円

警ら作業手当	当該作業に従事する警察職員	警ら作業	29,982千円	日額 340円
身辺警護等作業手当	当該作業に従事する警察職員	天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王の警衛作業 その他の要人等の警護作業	157千円	日額 1,150円 日額 640円
銃器犯罪捜査作業手当	当該作業に従事する警察職員	銃器等が使用されている犯罪現場における被疑者逮捕等の作業 銃器を所持する被疑者の逮捕、警戒等の作業 保護対象者の身辺警戒又は固定警戒の作業	0千円	日額 1,640円 日額 820円又は1,100円 日額 820円
ひき逃げ捜査作業手当	当該作業に従事する交通専務員	ひき逃げ捜査作業	246千円	日額 560円
交通取締等作業手当	当該作業に従事する交通専務員	共同危険行為取締作業 交通取締り(の作業を除く。)、整理及び事故処理作業	6,736千円	日額 560円 日額 310円
留置場等看守作業手当	当該作業に従事する警察職員	留置場等において収容者を看守する作業	3,889千円	日額 230円
被疑者護送作業手当	当該作業に従事する警察職員	被疑者護送作業	996千円	日額 230円
火薬類取締作業手当	当該作業に従事する警察職員	火薬類の取締作業(不発弾の処理作業を含む。)	4千円	日額 250円
夜間特殊作業手当	当該作業に従事する警察職員	夜間(深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)を含む時間)に従事する特殊業務	53,417千円	1回 410円、730円又は1,100円
潜水作業手当	当該作業に従事する警察職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	27千円	1時間 310円又は780円
死体取扱作業手当	当該作業に従事する警察職員	検視管理官が行う検視又は解剖立会いの作業 その他の死体取扱作業	28,594千円	1回 3,200円 1回 1,600円
爆発物処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	爆発物処理作業	0千円	1回 5,200円
特殊危険物質処理作業等手当	当該作業に従事する警察職員	特殊危険物質(サリン等)の処理作業 特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業 特殊危険物質が発生するおそれがある実験作業	0千円	日額 5,200円 日額 250円 日額 460円
緊急業務処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	正規の勤務時間外に突発的な事件又は事故の処理のため出勤を命じられ、夜間に従事する作業	1,928千円	1回 1,240円
少年補導作業手当	少年補導職員	少年補導作業	424千円	日額 310円
災害警備等作業手当	当該作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所等において行う災害警備、遭難救助等の心身に著しい負担を与える作業	0千円	日額 840円
術科指導作業手当	当該作業に従事する術科指導員	術科指導作業(本務として従事する作業を除く。)	5千円	1時間 300円
漁労手当	水産実習船に勤務する船員	漁労業務	801千円	日額 3,000円~8,400円
社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	社会福祉主事 身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司 児童福祉司 保健師	要保護者等を訪問して行う指導等、身体障害者に面接して行う相談等の業務 児童等に面接して行う相談等の業務	3,766千円	日額 510円 日額 950円
精神保健指定医、診察立会職員及び精神障害者移送に従事する職員の特殊勤務手当	精神保健指定医、診察立会職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察、立会又は移送の業務	37千円	日額 320円
職業訓練指導業務従事職員の特殊勤務手当	産業技術専門校に勤務する職業訓練指導員	職業訓練業務	2,511千円	日額 790円

と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	と畜場法による獣畜のとさつ又は解体の検査	2,744千円	日額 1,180円
麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法による司法警察職員として従事する危険な職務	10千円	日額 420円
爆発物取締業務従事職員の特殊勤務手当	本庁爆発物取締主管課又は地方局に勤務する職員	火薬類取締法又は高圧ガス保安法に基づく完成検査、保安検査等の業務	29千円	日額 250円
漁業取締作業従事職員の特殊勤務手当	当該作業に従事する職員	漁業取締船に乗り組んで従事する漁業取締作業	1,051千円	日額 500円
夜間看護手当	子ども療育センターに勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務	11,125千円	1回 2,150円から3,550円まで
家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法による家畜の伝染病の予防、人工授精の実施等の事務	4,984千円	日額 730円 (BSE検査：810円加算)
潜水手当	農林水産研究所水産研究センターに勤務する職員	海中の魚礁の状況、魚介類の育成状況等を調査するため、潜水器具を着用して行う潜水作業	5千円	1時間 310円又は780円
用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当	農林水産部農業振興局農地整備課、土木部土木管理局用地課、地方局農林水産振興部土地改良主務課及び治山主務課並びに地方局建設部（土木事務所を含む。）に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	2,144千円	日額 650円
身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当	身体障害者更生相談所に勤務する看護師等 婦人相談所又はさつき寮に勤務する職業訓練指導員又は生活指導員	看護業務 職業訓練又は生活指導の業務	60千円	日額 420円
精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当	保健所又は心と体の健康センターに勤務する保健師	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者等を訪問して行う相談指導業務又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく訪問指導業務	315千円	日額 230円
航空手当	当該業務に従事する職員	航空機の操縦業務 航空機の整備等業務（整備士） 航空機に搭乗して行う訓練等の業務（及び 以外）	5,688千円	1時間 7,700円 1時間 4,500円 1時間 1,900円
災害応急作業等手当	土木部河川港湾局河川課及び港湾海岸課並びに道路都市局道路建設課及び道路維持課並びに地方局建設部（土木事務所及びダム管理事務所を含む。）に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 巡回監視 応急作業等	0千円	日額 480円 日額 730円
	当該作業等に従事する職員（東日本大震災に対処するための災害応急作業等手当の特例）	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づく指示（以下「本部長指示」という。）による帰還困難区域において行う作業 本部長指示による居住制限区域において行う作業	27千円	日額 20,000円～3,300円 屋外作業 日額6,600円 屋内作業 日額1,330円 屋外作業 日額3,300円 屋内作業 日額660円

		異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 巡回監視 応急作業等	0千円	日額 480円 日額 730円
	当該作業等に従事する職員（東日本大震災以外の特定大規模災害に対処するための災害応急作業等手当の特例）	原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（以下「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業 特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業	0千円	20,000円 10,000円
		異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 巡回監視 応急作業等	0千円	日額730円を超えない額
食鳥検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による食鳥検査業務	148千円	日額 1,180円
特殊自動車運転作業手当	農業大学校及び農林水産研究所（水産研究センターを除く。）並びに東予地方局農林水産振興部今治支局地域農業育成室、中予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室及び南予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	920千円	日額 290円
兼務手当	当該業務に従事する教育職員	定時制の課程の授業又は補助の業務（本務として従事する業務を除く。）	930千円	1時間 510円、610円又は670円
添削手当	当該業務に従事する教育職員	通信制の課程を担当して行う添削指導業務（本務として従事する業務を除く。）	5千円	添削1回 110円
教員特殊業務手当	当該業務に従事する教育職員（職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の1級、2級又は特2級のものに限る。）	非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災等の業務 児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務等 修学旅行等引率業務 対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務（泊を伴うもの等） 部活動における児童等に対する指導業務（週休日、休日等に行うもの） 入学試験における受験生の監督等の業務（週休日、休日等に行うもの）	403,987千円	日額 8,000円 日額 7,500円 日額 5,100円 日額 5,100円 日額 3,600円又は 1,800円 日額 1,125円
多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校の2の学年の児童等で編制されている学級を担当する教育職員（一定以上の授業時間数の者に限る。）	当該多学年学級における授業又は指導業務	7,613千円	日額 290円

教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、生徒指導主事等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	98,071千円	日額 200円
面接指導手当	当該業務に従事する教育職員	講師として通信制の課程の授業又はその補助を行う業務（本務として従事する業務を除く。）	25千円	1時間 760円
特別支援教育手当	特別支援学校に勤務する教育職員及び特別支援学級等を担当する教育職員	障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導業務	369,370千円	日額 1,000円又は1,200円
道路上作業手当	地方局建設部又は土木事務所に勤務する技能労務職員	交通遮断することなく行う道路の維持修繕、舗装の打換え等の作業	2,821千円	日額 300円
家畜ふん尿処理作業手当	農林水産研究所畜産研究センターに勤務する技能労務職員	たい肥舎等において行う有害物の発生を伴う家畜ふん尿の処理作業	119千円	日額 290円

注 手当ごとの「支給実績（令和3年度）」は、給与システムによる支給分であるため、その合計は「支給実績（令和3年度決算）」と一致しません。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算額）	3,610,481千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	527千円
支給実績（令和2年度決算額）	3,229,087千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	475千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

注2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(カ) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以前の最初の年度末までの子1人につき5,000円加算	同	-	1,805,367千円	233,916円
住居手当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員等に支給	【借家・借間居住者】 <ul style="list-style-type: none"> 家賃23,000円以下 家賃額 - 12,000円 家賃23,000円超55,000円未満 (家賃額 - 23,000円) × 1 / 2 + 11,000円 家賃55,000円以上 27,000円（支給限度額） 	異	<ul style="list-style-type: none"> 家賃27,000円以下 家賃額 - 16,000円 家賃27,000円超61,000円未満 (家賃額 - 27,000円) × 1 / 2 + 11,000円 家賃61,000円以上 28,000円（支給限度額） 	1,364,211千円	263,361円
初任給調整手当	医師等採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給	採用困難の程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 上限額：414,300円	同	-	59,874千円	997,900円

通 勤 手 当	通勤のため、交通機関等 を利用している職員又は 自動車等を使用している 職員等に支給	【公共交通機関利用者】 6箇月定期等廉価な価額による運賃等相当 額 上限額：78,000円	異	国上限額 55,000円	1,544,942千円	102,818円
		【交通用具利用者】 距離に応じた定額 片道2km以上5km未満2,500円 ～ 片道95km以上47,200円	異	国上限額 31,600円		
単身赴任手当	公署を異にする異動等に 伴い単身で生活すること となった職員に対して支 給	30,000円＋加算額 加算額は、配偶者住居との距離に応じて 8,000～70,000円	同	-	206,228千円	363,077円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にあ る職員に対して支給	給料表別、職務の級別、区分別の定額	同	-	1,364,839千円	699,917円
特 地 勤 務 手 当 及 び 特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	離島その他の生活の著しく 不便な地に所在する公 署等に勤務する職員に支 給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分 の2から100分の21までの範囲で、公署の 区分に応じた一定率を乗じた額	同	-	22,085千円	210,331円
へき地手当及 びへき地手当 に準ずる手当	へき地学校等に指定され た学校に勤務する教育職 員に対して支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分 の2から100分の21までの範囲で、学校の 区分に応じた一定率を乗じた額			93,337千円	279,453円
定 時 制 通 信 教 育 手 当	県立の高等学校で本務と して定時制教育又は通信 教育に従事する教育職員 等に支給	給料月額に100分の5から100分の7を乗じ た額 (管理職手当との併給調整あり。)			30,608千円	286,054円
産 業 教 育 手 当	県立の高等学校で農業、 水産又は工業に係る産業 教育に従事する教育職員 に支給	給料月額に100分の7を乗じた額 (管理職手当等との併給調整あり。)			103,706千円	299,728円
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	小学校、中学校又は県立 学校に勤務する教育職員 に支給	上限額：8,000円 職務の級号給に応じた定額 (産業教育手当等との併給調整あり。)			710,137千円	63,988円
農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	農林漁業の普及指導に関 する事務に従事する職員 に支給	給料月額に100分の6を乗じた額			36,473千円	229,390円
宿 日 直 手 当	職員が正規の勤務時間外 又は休日等に宿直又は日 直をした場合に支給	4,200円 / 1回 ほか (勤務時間による増減あり。)	同	-	448,283千円	188,038円
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理職手当を支給される 職員が週休日等に勤務し た場合に支給	職責に応じて3,000円～12,000円 / 1回 の定額 (6時間を超える場合は加算あり。)	同	-	84,705千円	102,797円
夜 勤 手 当	正規の勤務時間として午 後10時から翌日の午前5 時までの間に勤務する職 員に支給	勤務1時間につき、1時間当たりの給与 額に100分の25を乗じた額	同	-	146,511千円	81,350円

注 支給単価のうち、特に記載の無いものは月額の単価です。

オ 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

特別職の職員の給料月額又は報酬月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,188,000円 (1,320,000円)
	副 知 事	949,400円 (1,010,000円)
	議 長	970,000円

報 酬	副 議 長	870,000円
	議 員	820,000円
期 末 手 当	知 事	(令和3年度支給割合)
	副 知 事	3/25月分
	議 長	(令和3年度支給割合)
	副 議 長	3/25月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (支給時期) 132万円 × 在職月数 × 0.481 (任期毎)
	副 知 事	101万円 × 在職月数 × 0.365 (")

注 給料月額及び報酬月額は、知事等の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）に基づき、それぞれ知事10%、副知事6%の減額をした後の額であり、()内の金額は、減額前の額を記載しています。

カ 公営企業職員の状況

(ア) 電気事業

県営電気事業は、昭和28年10月7日の営業開始以来68年を経過し、現在、銅山川第一発電所（2基）、同第二発電所、同第三発電所、富郷発電所、肱川発電所、道前道後第一発電所、同第二発電所及び同第三発電所、畑寺発電所の合計9発電所（10基）において、最大出力67,530キロワットで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和3年度	千円 1,966,613	千円 745,129	千円 367,527	% 18.7	% 15.6

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当及び報酬に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費					1人当たり 平均給与費 (B/A)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 (B)	
令和4年度	人 81	千円 16,593	千円 310,003	千円 75,499	千円 154,720	千円 556,815	千円 6,874

注1 職員数及び給与費は、令和4年度当初予算に計上された数値（再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員を含む）であり、令和4年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

県営電気事業に従事する令和4年4月1日現在の職員数（再任用短時間勤務職員2人及びフルタイム会計年度任用職員6人を含まない。）は、59人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (電気事業)	46歳9月	358,645円	443,988円 (574,668円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況（フルタイム会計年度任用職員を除く）

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（電気事業）			愛 媛 県		
1人当たり平均支給額（令和3年度）			1人当たり平均支給額（令和3年度）		
1,671千円			1,509千円		
（令和3年度支給割合）			（令和3年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.40月分	1.90月分		2.40月分	1.90月分	
（1.35月分）	（0.90月分）		（1.35月分）	（0.90月分）	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.00月分、勤勉手当2.30月分となっています。

2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（令和4年4月1日現在）

愛媛県公営企業（電気事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 退職者なし			1人当たり平均支給額 自己都合 21,624千円 勤奨・定年 3,476千円		

注 1人当たり平均支給額は、令和3年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）	13千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	561円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）	46.2%			
手当の種類（手当数）	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和3年度）	支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	①傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 ②水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ③ずい道水圧管内における調査、測量作業等 ④地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 ⑤金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	千円 13	①日額 570円 ②日額 400円 ③日額 340円 ④日額 220円 ⑤日額 200円

用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	千円 0	日額 650円
-----------	----------------	---	---------	---------

(e) 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	34,697千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	826千円
支給実績(令和2年度決算)	36,699千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	853千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 9,256	円 280,485
住居手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3,219	円 268,275
通勤手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3,493	円 81,238
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 912	円 456,000
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 7,196	円 799,600
特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 63	円 12,600
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 2,634	円 219,491

(イ) 工業用水道事業

県営工業用水道事業は、昭和39年4月1日の営業開始以来58年を経過し、現在、松山・松前地区工業用水道、西条地区工業用水道の2地区において、計画給水量193,420立方メートルで営業しています。

なお、今治地区工業用水道については、令和3年度末をもって今治市に事業を譲渡しました。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和3年度	千円 3,702,316	千円 2,009,900	千円 167,233	% 4.5	% 17.1

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当及び報酬に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費					1人当たり 平均給与費 (B / A)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和4年度	24 人	千円 5,535	千円 89,660	千円 17,520	千円 37,507	千円 150,222	千円 6,259

- 注1 職員数及び給与費は、令和4年度当初予算に計上された数値（再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員を含む）であり、令和4年4月1日現在の実職員数とは一致しません。
- 2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

県営工業用水道事業に従事する令和4年4月1日現在の職員数（再任用短時間勤務職員4人及びフルタイム会計年度任用職員2人を含まない。）は、16人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (工業用水道事業)	53歳8月	360,351円	419,908円 (552,410円)

- 注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。
- 2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況（フルタイム会計年度任用職員を除く）

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（工業用水道事業）			愛 媛 県		
1人当たり平均支給額（令和3年度）			1人当たり平均支給額（令和3年度）		
1,541千円			1,509千円		
（令和3年度支給割合）			（令和3年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.40 月分	1.90 月分		2.40 月分	1.90 月分	
(1.35 月分)	(0.90 月分)		(1.35 月分)	(0.90 月分)	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		

- 注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.00月分、勤勉手当2.30月分となっています。
- 2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（令和4年4月1日現在）

愛媛県公営企業（工業用水道事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の内			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の内		

職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置（2～20%加算） 勤奨・定年 1人当たり平均支給額 21,418千円	職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置（2～20%加算） 自己都合 勤奨・定年 1人当たり平均支給額 3,476千円 21,624千円
---	--

注 1人当たり平均支給額は、令和3年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）	21千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	1,122円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）	79.2%
手当の種類（手当数）	2

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和3年度）	支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	①傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 ②水圧鉄管充水時の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ③ずい道水圧管内における調査、測量作業等 ④地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 ⑤金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	千円 21	①日額 570円 ②日額 400円 ③日額 340円 ④日額 220円 ⑤日額 200円
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	千円 0	日額 650円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	7,970千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	419千円
支給実績（令和2年度決算）	5,129千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	270千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 2,922	円 224,769
住居手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 1,435	円 286,900
通勤手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3,440	円 143,336

単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3,324	円 664,800
特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 290	円 58,080
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 18	円 9,000
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0

(ウ) 病院事業

県営病院事業は、昭和31年10月1日県衛生部から移管を受けて以来65年を経過し、現在、中央、今治、南宇和及び新居浜の4病院で、病床数1,554床を有し、それぞれの地域における中核的医療機関として、その機能を発揮しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和3年度	千円 45,937,434	千円 1,835,487	千円 17,902,127	39.0 %	39.5 %

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当及び報酬に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

3 資本勘定支弁職員に係る職員給与費88,505千円を含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費					1人当たり 平均給与費 (B/A)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 (B)	
令和4年度	人 2,733	千円 318,035	千円 10,058,496	千円 5,799,260	千円 4,204,873	千円 20,380,664	千円 7,457

注1 職員数及び給与費は、令和4年度当初予算に計上された数値(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員を含む)であり、令和4年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和4年4月1日現在)

県営病院事業に従事する令和4年4月1日現在の職員数(再任用短時間勤務職員43人及びフルタイム会計年度任用職員593人を含まない。)は、1,989人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
愛媛県			
医 師	45歳1月	591,985円	1,283,875円 (1,470,101円)
看 護 師	41歳6月	326,886円	415,592円 (535,838円)
事 務 職 員	39歳0月	299,944円	405,661円 (513,609円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤奨手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況（フルタイム会計年度任用職員を除く）

(a) 期末手当・勤奨手当

愛媛県公営企業（病院事業）		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額（令和3年度）		1人当たり平均支給額（令和3年度）	
1,526千円		1,509千円	
（令和3年度支給割合）		（令和3年度支給割合）	
期末手当	勤奨手当	期末手当	勤奨手当
2.40月分	1.90月分	2.40月分	1.90月分
（1.35月分）	（0.90月分）	（1.35月分）	（0.90月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤奨手当に振り替えているため、期末手当2.00月分、勤奨手当2.30月分となっています。

2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（令和4年4月1日現在）

愛媛県公営企業（病院事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額	自己都合	勤奨・定年	1人当たり平均支給額	自己都合	勤奨・定年
医師	1,245千円	21,384千円		3,476千円	21,624千円
看護師	1,816千円	18,699千円			
その他	111千円	21,350千円			

注1 1人当たり平均支給額は、令和3年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

2 1人当たり平均支給額のその他は、医師及び看護師を除く全ての職員です。

(c) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給総額（令和2年度決算）		288,596千円		
支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		937,000円		
区分	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	愛媛県の制度（支給率）
医師		16%	291人	16%

注1 支給対象職員数は、令和4年4月1日現在の職員数です。

2 医師については、一般的に、人材確保が困難である地方の方が都市部より給与が高いという実状があることから、それを反映させるために支給しています。

(d) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		480,140千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		301,785円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）		75.0%		
手当の種類（手当数）		9		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和3年度）	支給単価
結核病とう勤務手当	病院の結核病棟に勤務する職員	病院の結核病棟において行う患者の看護又は患者に接する職務	千円 0	日額 290円
病理細菌取扱手当	病院の試験室等において病理又は危険である細菌の検査研究等に従事する職員	病院の試験室等において行う病理又はコレラ、赤痢等危険である細菌の検査、研究等	千円 3,628	日額 200円
放射線技術勤務手当	放射線技術又はその補助に従事する職員	病院において行う有害放射線の影響を受ける作業	千円 8,849	日額 230円
伝染病医療従事手当	病院において伝染病患者等の診療、看護等に従事する職員	伝染病患者等の診療又は看護 伝染病菌の付着した物件等の処理作業	千円 237	日額 290円
	病院において新型コロナウイルス感染症患者等の診療、看護等に従事する職員（新型コロナウイルス感染症に対処するための伝染病医療従事手当の特例）	新型コロナウイルス感染症の患者等の診療、看護等 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した物件等の処理作業 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者から検体を採取する作業	千円 52,666	日額 3,000円又は 日額 4,000円 （身体に接触又は長時間接するもの）
精神病棟等勤務手当	病院の精神病棟又は精神科に勤務する職員	精神病患者等の看護又はこれらの者に接する業務	千円 70	日額 320円
夜間看護等手当	病院で深夜に勤務する看護師等 病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務 救急患者に対処するために命を受け自宅等でする待機 待機中に呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において行った手術等の業務	千円 341,814	1回 2,150円から3,550円まで 1回 860円 1回 1,620円
航空手当	航空機に搭乗して診療、調査等の業務に従事する職員	航空機に搭乗して行う診療、看護、調査、捜索救難等の業務	千円 488	1時間 1,900円
救急医療従事手当	病院に勤務する管理職医師	正規の勤務時間外において行う救急医療業務	千円 40,198	1時間当たりの給与額 × 従事時間
診療応援手当	病院に勤務する医師	他の県立病院等で従事する診療業務	千円 32,190	1回 5,000円から20,000円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	1,924,872千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	989千円
支給実績（令和2年度決算）	1,791,545千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	915千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （令和3年度決算）
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 183,692	円 237,328

住居手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 217,988	円 278,757
通勤手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 129,634	円 87,947
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 13,402	円 406,121
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 65,093	円 1,067,095
初任給調整手当	内容は、一般行政職の制度と同じ。 支給単価は、一般行政職の制度に加え、医師について次の額を支給。 ・職務の級に応じ24,000円又は30,000円 (南宇和病院に勤務する医師は124,000円又は130,000円)	異	医師への加算	千円 999,322	円 3,244,552
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 208,381	円 397,675
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 18,822	円 324,520
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 188,507	円 200,967

(工) 特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日現在)

特別職である管理者の給料月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分	給 料 月 額 等
給 料	788,500円(830,000円)
期末手当	(令和3年度支給割合) 3/25月分
退職手当	(算定方式) (支給時期) 83万円×在職月数×0.24(任期毎)

注 給料月額は、知事等の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)に基づき5%の減額をした後の額であり、()内の金額は、減額前の額を記載

(4) 勤務時間その他の勤務条件の状況

ア 勤務時間の状況

令和3年度における職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分で、公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間は、午後零時から午後1時まで)となっています。

イ 休暇の状況

(ア) 年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに20日付与され、残日数は、翌年に限り繰り越すことができます。令和3年の職員1人当たりの年次有給休暇の取得状況は、以下のとおりです。

(単位:日)

区 分	知 事	公営企業管理者	人 事 委 員 会	議 会 議 長	代 表 監 査 委 員	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
平均取得日数	11.2	10.8	15.3	10.3	15.4	11.2	14.3

(イ) その他の休暇

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故など条例や人事委員会規則で定める事由に該当する場合には、有給の休暇を付与しています。また、職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は障がいのため介護を必要とするものを介護する場合には、無給の休暇を付与しています。

(5) 休業の状況

(ア) 育児休業

職員が3歳に満たない子を養育するために休業することが認められる制度です。育児休業をしている期間については、給与は、支給されません。令和3年度における育児休業者数は、794人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区分	知事	公営企業管理者	人事委員会	議会議長	教育委員会	警察本部長	合計
育児休業者数	100	150	2	1	480	61	794

注 会計年度任用職員を含む。

(イ) 部分休業

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、勤務しないことが認められる制度です。部分休業をしている時間については、給与が減額されます。令和3年度における部分休業者数は、94人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
部分休業者数	20	56	15	3	94

注 会計年度任用職員を含む。

(ウ) 育児短時間勤務

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために短時間勤務をすることが認められる制度です。育児短時間勤務をしている期間については、給与が減額されます。令和3年度における育児短時間勤務者数は、130人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
育児短時間勤務者数	12	104	10	4	130

(エ) 自己啓発等休業

職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合、2年間(国際貢献活動は3年間)を限度に休業することが認められる制度です。令和3年度における自己啓発等休業者数は1人です。

(単位：人)

区分	教育委員会	合計
自己啓発等休業者数	1	1

(オ) 配偶者同行休業

職員が外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。令和3年度における休業者数は、1人です。

(単位：人)

区分	知事	合計
配偶者同行休業者数	1	1

(カ) 修学部分休業

職員が自発的に大学等の教育施設で修学する場合、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるときは、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、2年間を限度に、修学のために必要な時間を休業することが認められる制度です。令和3年度における修学部分休業者数は、0人です。

(キ) 高齢者部分休業

定年退職日前5年間の職員が希望する場合、公務運営に支障がない場合は、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、定年退職日までの間、勤務時間を短縮することが認められる制度です。令和3年度における高齢者部分休業者数は、0人です。

(ク) 大学院修学休業

公立学校の教員が、大学院や大学の専攻科の課程に在学して、その課程を履修するため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。令和3年度における休業者数は、0人です。

(6) 分限及び懲戒処分の状況

ア 分限処分の状況

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、休職又は降任があります。令和3年度における分限処分数は、413件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
免職	0	0	0	0	0
休職	108	79	189	35	411
降任	2	0	0	0	2
合計	110	79	189	35	413

注 会計年度任用職員を含む。

イ 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給又は戒告があります。令和3年度における懲戒処分数は、10件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
免職	0	0	0	0	0
停職	0	0	1	0	1
減給	0	0	1	0	1
戒告	1	0	0	7	8
合計	1	0	2	7	10

注 会計年度任用職員を含む。

(7) サービスの状況

地方公務員法第30条では、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限など、服務上の強い制約を課しています。各任命権者においては、令和3年度において、以下の措置を講じました。

ア 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長及び代表監査委員

(ア) 網紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を發出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
交通事故等の防止について	飲酒運転の根絶について意識の徹底を図るとともに、交通事故及び交通違反の防止について注意喚起を行いました。
衆議院議員総選挙における地方公務員の服務規律の確保について	衆議院議員総選挙における職員の服務規律の確保について周知徹底を図りました。
衆議院議員総選挙の選挙当日における便宜供与について	衆議院議員総選挙の選挙当日における便宜供与について周知を行いました。
網紀の保持及び服務規律の確保について	網紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の負託に応えるため、年末の機会などにおいて、県民に対する職務対応の向上及び利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、経費の節減、業務の適正な執行、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止、交通法規の遵守等について周知徹底を図りました。
利害関係者等との会食に係る上司への報告について	利害関係者等との会食の在り方について、県民の疑惑や不信を抱かれることがないよう、適正な取り扱いについて周知を行いました。

(イ) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントを防止することを目的として、管理職等を対象に研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。

(ウ) 職員が仕事と子育てを両立できる職場づくりの促進を図ることを目的として、管理職等を対象に研修を開催するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。

(エ) 網紀の保持及び服務規律の確保に加え、不祥事の再発防止を図ることを目的として、管理職等を対象に公務員倫理に関する研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。

(オ) 愛媛県又は愛媛県職員に対して行われる不当要求行為等に対し、職員の安全及び県行政の適正かつ円滑な執行を確保するため、愛媛県として組織的かつ統一的に対応する際の具体的な対応要領等に関する研修会を実施しました。

イ 教育委員会

網紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を發出し、教職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
網紀の保持及び服務規律の確保について	県立学校において、ストーカー規制法違反等で略式起訴、懲戒処分されたことを受け、公務員倫理等について、周知徹底を図りました。
交通事故等の防止について	ゴールデンウィークの時期をとらえて、交通事故等の防止について注意喚起を行いました。
教職員による児童生徒への連絡等に係る適切な対応について	わいせつ行為等の発生を防ぐため、SNS等による児童生徒との私的なやりとりについて制限をすること等を周知しました。
衆議院議員総選挙における地方公務員の服務規律の確保について	衆議院議員総選挙における職員の服務規律の確保について周知徹底を図りました。
衆議院議員総選挙の選挙当日における便宜供与について	衆議院議員総選挙の選挙当日における便宜供与について周知を行いました。
教職員等の選挙運動の禁止等について	選挙における地方公務員の政治的行為の制限や選挙運動の禁止について周知徹底を行い、教職員が公務員として政治的中立を失い、住民の信頼を損なうことがないよう通知を行いました。

綱紀の保持及び服務規律の確保について	綱紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の負託に応えるため、年末の機会などにおいて、県民に対する職務対応の向上及び利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、経費の節減、業務の適正な執行、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止、交通法規の遵守等について周知徹底を図りました。
利害関係者等との会食に係る上司への報告について	利害関係者等との会食の在り方について、県民の疑惑や不信を抱かれることがないように、適正な取り扱いについて周知を行いました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	県立学校において教員による生徒への体罰、交通事故、定期考査の答案の書き換えと不祥事が相次いで発生したことを受け、公務員倫理等について、周知徹底を図りました。

ウ 警察本部長

綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
ハラスメント相談員名簿の送付	ハラスメント防止対策要綱に基づき、防止対策の実効性を高めるためハラスメント相談員を選定し、ハラスメント相談窓口を継続して職員に通知の上、効果的活用を図るよう指示しました。
ハラスメント防止対策推進月間の実施	毎年11月をハラスメント防止月間に指定しており、ハラスメント相談窓口を含む各種制度の周知及び利用促進、職員への意識啓発の促進及び教養を実施しました。また、同期間中に、所属長級以上の職員を対象としたハラスメント研修会を実施しました。
服務だより「ストップ・ハラスメント」の発出	ハラスメント事案を認知した場合、サービスだより「ストップ・ハラスメント」をタイムリーに発出し、ハラスメントの防止対策を図りました。
ハラスメント防止対策の更なる徹底	ハラスメント事案の背景・要因を分析し、ハラスメント防止対策の推進の更なる徹底を指示しました。また、ハラスメントの兆しを把握した場合の公正かつ客観的な事実に基づいた対応及び確実な組織報告の徹底を指示しました。
営利企業等の従事制限に関する遵守の徹底	全職員に営利企業等への従事制限の趣旨を周知徹底するとともに、各所属には身上把握等を通じてその実態を把握するように指示しました。
衆議院議員総選挙における警察職員の服務規律の保持	警察職員の職務の特殊性及び基本的留意事項の周知徹底を指示しました。
利害関係者等との交際に係る職務の公正の保持の徹底	利害関係者等との交際の在り方について、県民に疑惑や不信を抱かれることがないように、関係法令等の遵守及び職務の公正の保持の徹底を指示しました。
非違事案防止に向けた各種施策の着実な実施	非違事案の未然防止に資する業務改善、高い規律と士気を有する職場環境の確立、非違事案の現状とその防止対策、身上把握の徹底等について指示しました。
夏季における規律の保持と各種事故防止	効果的な身上把握及び生活指導の充実、飲酒に対する警察職員としての自覚の醸成、交通事故・違反等の防止、殉職・受傷事故の絶無について指示しました。
飲酒に絡む非違事案の絶無	治安維持を担う職責の重要性を理解させる指導教養の徹底、部下職員の身上把握、懸念される酒癖等把握時の未然防止措置について指示しました。
年末年始における規律の保持と各種非違事案の防止	基本を厳守した業務管理の徹底、きめ細かな身上把握及び生活指導の徹底、ハラスメント事案の絶無、飲酒に絡む非違事案の絶無、交通事故及び交通違反の防止、殉職受傷事故の防止について指示しました。
人事異動期における規律の保持と各種非違事案防止	未処理事件や証拠物件関係などの業務上の重点事項、その他交通事故・違反、私生活上の重点事項について指示しました。
迅速な表彰上申	適正な業務評価に基づきタイムリーな表彰・賞揚を行い、士気高揚及び誇りと使命感の醸成により組織を活性化させました。

教養資料の発出	職員に対し、全国の懲戒処分事例や、県下における非違・不適正事案の発生状況等を周知し、教養を実施しました。
「ストップ事故通信」の発出	全職員に対して、発生頻度が高い交通事故の種類、原因、防止方策等について周知し、交通事故防止の徹底を指示しました。

(8) 退職管理の状況

知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会、警察本部長

営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に働きかけることなどを禁止しています。

また、管理監督の地位にあった元職員が、離職後2年間、営利企業等に再就職した場合は、離職した際の任命権者に再就職情報を届け出るよう義務付けています。

(9) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、令和3年度は、各任命権者において以下のとおり研修を実施しました。

(ア) 知事

a 研修所における研修

愛媛県研修所において、教員、警察官を除く各任命権者の職員を対象に、以下のとおり研修を実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
階 層 別 研 修	新規採用職員、新規採用会計年度任用職員、中堅職員、係長・主幹・課長級の新任者、部長・次長級の現任者を対象に、それぞれの階層に共通に必要な知識・技術の習得を目的とする研修	10コース 参加者1,429人
ス テ ー ジ ア ッ プ 研 修	新規採用から主幹昇任までの各階層別研修の間を3つの能力開発期間(ステージ)と捉え、次の職位で必要とされる知識・能力をあらかじめ取得することを目的とした研修	26コース 参加者 595人
指 導 者 養 成 研 修	職場内で新規採用職員の指導、接遇の指導、OJT能力の向上に携わる職員を対象に、指導者としての知識や技法を習得することを目的とした研修	3コース 参加者 196人
復 帰 者 支 援 研 修	育児休業者が職場復帰するにあたり抱く不安の解消と、職場への円滑な適応を図るため、育児復帰者支援講座を実施	1コース 参加者 10人
部 局 研 修	新たに会計、土木業務に従事する職員を対象に、担当する業務に直結する知識・技術の習得を目的とする研修	4コース 参加者 98人

b 長期派遣研修

広範な専門知識や実務能力等の習得、幅広い視野の醸成を図るため、中央省庁(12人)や自治大学校(2人)、民間企業等(7人)へ職員を派遣しました。

また、一般財団法人自治体国際化協会、公益財団法人日本台湾交流協会等に6人の職員を長期派遣し、国際化に対応できる人材の育成に努めました。

(イ) 公営企業管理者

医療に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の医療水準の向上を図るため、医師を国内の先進・専門医療機関(2人)に派遣しました。

また、県立病院の看護職員を対象に、職務の遂行に必要な知識、技能の習得等を目的として、県立4病院合同研修(23コース、638人)を実施しました。

さらに、看護に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の看護水準の向上を図るため、看護師に日本看護協会等が主催する研修を受講させました。(19人)

(ウ) 人事委員会

人事委員会事務局職員としての資質向上を図るため、人事院四国事務局等が実施する研修を受講させました。(3人)

(エ) 代表監査委員

監査を行う上で必要とされる専門知識や技術を習得し、その資質の向上を図るため、事務局内で職員研修会や検討会を実施するとともに、四国4県の監査関係組織の研修会が書面により開催されました。

(オ) 教育委員会

a 教職員としての指導力や資質の向上を図るため、総合教育センター等において、専門的・実践的な研修を以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
基 礎 研 修	教員の初任者、2年経験者、5年経験者、10年経験者、40歳に達した者等を対象に、教育公務員特例法により義務付けられている基礎研修等	〔市町立学校教職員〕 16コース 参加者 1,201人
		〔県立学校教職員〕 23コース 参加者 326人
職 務 別 研 修	新任の校長、教頭、生徒指導主事等を対象に、校務分掌や職位等に関係する必要な知識・技能の習得を目的とする義務的研修	〔市町立学校教職員〕 23コース 参加者 6,811人
		〔県立学校教職員〕 14コース 参加者 1,767人
課 題 別 研 修	受講を希望する教職員を対象に、英語指導や情報教育等の高い専門知識・技能の習得を目的とする研修	〔市町立学校教職員〕 281コース 参加者 11,867人
		〔県立学校教職員〕 86コース 参加者 4,436人

b 教職員としての指導力や資質向上を目的として、国内の研修機関等や大学院等の教育機関への派遣及び海外派遣について、以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
国 内 派 遣	多様な研修の確保の観点から、教職員の自己研修の奨励と学習指導力の向上を目的として、職員派遣研修を実施しました。	〔市町立学校教職員〕 独立行政法人教員研修センター等 106人
		〔県立学校教職員〕 独立行政法人教職員支援機構等 21人
大 学 院 等 派 遣	高度で広範囲な課題に対応する資質を養うことを目的として、国立大学大学院等へ派遣しました。	〔市町立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 14人
		〔県立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 5人

(カ) 警察本部長

警察教養規則により、警察職員1人1人が、警察法の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、職務に係る倫理を保持し、適正に職務を遂行する能力を修得することを目的に、道府県警察学校等において警察教養を行うこととされています。愛媛県警察学校においては、令和3年度は、採用時教養(5期 165人)、専科等(38期 459人)の警察教養を行いました。

また、警察職員として必要な知識及び技能等を習得させるため、警察庁が設置する管区警察学校(82人)、警察大学校等(79人)で警察教養を行いました。

(10) 福祉及び利益の保護の状況

ア 厚生福利制度の状況

職員の心身の健康の保持及び公務能率を増進させるため、任命権者、地方公務員等共済組合法に基づき設置される共済組合、地方公務員法第42条の趣旨に沿って職員が任意で設置する互助会において、職員の厚生福利事業を実施しています。

(ア) 職員の健康保持、疾病予防対策

職員の健康保持の増進と疾病予防のため、労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断、メンタルヘルス対策、健康相談及び健康教育等を実施しています。令和3年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 健康診断

区 分	概 要
知 事 等	一般定期健康診断、特別定期健康診断、ストレスチェック、VDT作業従事者検診等を行いました。また、共済組合と共同でがん検診及び人間ドック等を、それぞれ行いました。
教 育 委 員 会	一般定期健康診断、特別定期健康診断、ストレスチェック、VDT作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診を、共済組合及び互助会と共同で人間ドックを、それぞれ行いました。
警 察 本 部 長	一般定期健康診断、特別定期健康診断、ストレスチェック、情報機器作業従事者検診、各種がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で人間ドックを行いました。

注 知事等とは、任命権者のうち、教育委員会及び警察本部長を除くものをいいます（以下同じ。）。

各種健康診断の実施状況（令和3年度）

（知事等）

区 分	受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	5,563人 一次検査 受診率 99.6%
	特別定期健康診断	1,735人 放射線業務従事職員検診、特定化学物質等使用職員検診、有機溶剤使用職員検診、深夜業務等従事職員検診
	ストレスチェック	6,939人 受検率 93.6%
そ の 他 検 診	605人	振動業務従事者検診、VDT作業従事者検診（一次、二次）、農薬使用職員検診
が ん 検 診 等	が ん 検 診	7,743人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	2,866人 人間ドック、腹部超音波検診

（教育委員会）

県立学校

区 分	受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	3,369人 一次検査 受診率 99.8%
	ストレスチェック	4,029人 受検率 99.6%
そ の 他 検 診	354人	VDT作業従事者検診（一次、二次）、農薬使用業務従事者検診
が ん 検 診 等	が ん 検 診	6,623人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	1,385人 人間ドック、腹部超音波検診

事務局

区 分	受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	305人 一次検査 受診率 100%
	特別定期健康診断	0人 有害業務等従事職員検診
	ストレスチェック	371人 受検率 99.2%
そ の 他 検 診	33人	VDT作業従事者検診（一次、二次）
が ん 検 診 等	が ん 検 診	671人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	188人 人間ドック、腹部超音波検診

（警察本部長）

区 分	受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	2,710人 一次検査 受診率 100%

	特別定期健康診断	723人	有機溶剤業務従事者検診、潜水業務従事者検診、深夜業務従事者検診、鉛業務従事者検診
	ストレスチェック	2,909人	受検率 100%
その他検診		121人	情報機器作業従事者検診（一次、二次）
がん検診等	がん検診	2,774人	胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診
	人間ドック等	778人	人間ドック、腹部超音波検診

b メンタルヘルス対策

区 分	概 要
知 事 等	「愛媛県職員こころの健康づくり指針」により、総合的、体系的に取り組みました。中でも、「職場復帰支援システム」の運用、健康相談室での相談、メンタルヘルスセミナーの開催のほか、共済組合と共同で外部専門機関による相談事業を行いました。
教育委員会	「愛媛県教職員こころの健康づくり計画」に基づき教職員の心の健康づくりに積極的に取り組んでおり、精神科医や臨床心理士等による心の健康相談を行うとともに、精神疾患による休職者の復職支援を実施し、管理職に求められる対応について「管理職のための職場のメンタルヘルスハンドブック」を配布しています。また、共済組合において外部専門機関による相談事業及びメンタルヘルスサポート事業が、共済組合と互助会の共同によりメンタルヘルスセミナーが、それぞれ行われました。
警察本部長	警察共済組合と共同で部外カウンセラー（精神科医）による相談事業のほか、心理カウンセラー（精神保健福祉士）によるメンタルヘルスセミナーや心の健康相談（カウンセリング）を実施しました。

c 健康相談・健康教育

区 分	概 要
知 事 等	健康相談室の設置・相談、健診事後指導、禁煙サポート、ヘルスアップセミナー等健康教育事業を行いました。また、共済組合において、電話相談等が行われました。
教育委員会	産業医等による健康相談を行うとともに、共済組合において、健康づくりセミナー、電話相談等が行われました。
警察本部長	産業医・カウンセラー・健康管理対策室による相談、健診事後指導、禁煙サポート等健康教育事業を行いました。また、警察共済組合において、健康教室の開催等健康づくり運動を推進しました。

(イ) 安全衛生

労働安全衛生法等に基づき、安全衛生委員会の設置、産業医及び衛生管理者等を配置し、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全を確保するための安全衛生管理体制を整備しています。

区 分	委員会名	設置数
知 事 等	総括安全衛生委員会	1
	安全衛生委員会	12
	衛生委員会	10
公営企業管理局	衛生委員会	4
教育委員会	総括安全衛生委員会	1
	衛生委員会	68
警察本部長	安全衛生委員会	18

(ウ) その他

職員の厚生福利事業を進めるため、元気回復事業等を実施しています。令和3年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 元気回復事業等

区 分	概 要
知 事 等	ボランティア活動の支援、職員だよりの発行等を行うとともに、図書室や職員運動場を設置しています。また、共済組合と共同で、ライフプランの支援事業を行いました。更に、共済組合において、スポーツ施設、山の家の助成等が、互助会において、サークルへの活動助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）等が、それぞれ行われました。
教育委員会	共済組合において、退職準備セミナー等のライフプランの支援事業、宿泊事業等が、互助会において、法律相談、リフレッシュ海外旅行助成等が、それぞれ行われました。

共済組合福祉事業
令和3年度実績

区 分		利用者数
知事等	健 診 事 業	11,622人
【地方職員共済組合】	健 康 づ く り 事 業	7,308人
組合員数 6,787人	愛 媛 診 療 所	1,160人
被扶養者数 5,722人	貸 付 累 計 件 数	558件
教育委員会	健 診 事 業	3,620人
【公立学校共済組合】	健 康 づ く り 事 業	3,233人
組合員数 13,126人	そ の 他 事 業	5,183人
被扶養者数 9,233人	にぎたつ会館(利用補助)	14,860人
	貸 付 累 計 件 数	1,406件
警察本部長	健 診 事 業	4,121人
【警察共済組合】	健 康 づ く り 事 業	914人
組合員数 2,908人	そ の 他 事 業	67人
被扶養者数 3,943人	貸 付 累 計 件 数	423人

互助会事業実績

令和3年度実績

(千円)

区 分	主な保健文化事業	事業費
知事等 会 員 数 6,439人 会 員 掛 金 133,250千円	リフレッシュ助成事業、サークル助成、カフェテリアプラン(選択型福利厚生事業)、生涯設計支援事業等	61,795
教育委員会 会 員 数 12,090人 会 員 掛 金 331,540千円	人間ドック、メンタルヘルスセミナー、退職準備セミナー、法律相談、リフレッシュ海外旅行助成、インフルエンザ予防接種補助等	26,532
警察本部長 会 員 数 2,995人 会 員 掛 金 62,479千円	資格取得・通信教育等助成、カフェテリアプラン(選択型福利厚生事業)、柔剣道指導助成、事件検挙助成等	48,975

b 給付事業

(a) 共済組合による給付

地方公務員等共済組合法に基づき、組合員等の病気、出産、死亡、休業等に関し、相互救済を図るため、法定給付として、保健給付、休業給付及び災害給付が行われるとともに、法定給付に付加して給付する附加給付が行われています。

令和3年度実績

(千円)

区 分	知 事 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
保 健 給 付	98,685	2,844,395	927,763
直 営 保 健 給 付	3,315	33,452	6
休 業 給 付	224,293	485,015	54,541
災 害 給 付	0	0	0
附 加 給 付	24,213	38,479	17,655
一部負担金払戻金等	24,415	45,082	8,664
計	374,921	3,446,423	1,008,629

(b) 互助会による給付

互助会により、会員等の病気、出産、死亡等に関し、相互救済を図るための給付が行われています。

(千円)

区分	主な給付事業	給付総額
知事等	医療補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	50,230
教育委員会	療養費補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	346,403
警察本部長	死亡弔慰金、銀婚祝金、傷病見舞金、入学祝金	4,874

c 職員住宅(独身寮)設置状況

職員が安心して赴任し職務に専念できるよう、厚生福利施設として職員住宅等を設置しています。任命権者別の設置状況は、以下のとおりです。

(単位:戸)

区分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長
戸数	199	290	287	910

イ 公務災害補償の状況

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等については、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員災害補償基金愛媛県支部が実施しています。令和3年度における公務災害・通勤災害の認定件数は、114件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位:件)

区分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
公務災害	12	6	32	40	90
通勤災害	10	7	2	5	24
合計	22	13	34	45	114

ウ 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会(以下「人事委員会」という。)に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされています。令和3年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(3)のとおり、人事委員会に対して措置の要求が行われています。

エ 不利益処分に関する審査請求の状況

職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会に対して、審査請求をすることができることとされています。令和3年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(4)のとおり、人事委員会に対して審査請求が行われています。

2 人事委員会の業務の状況

(1) 競争試験及び選考の状況

職員の任用については、地方公務員法並びに職員の採用及び昇任に関する規則等を基本法規として、成績主義の原則が貫かれるよう努めました。

ア 採用候補者試験の実施状況

令和3年度に実施した採用候補者試験は、次のとおりです。

(ア) 採用候補者試験実施状況

試験の名称	受験資格(令和3年4月1日現在)	受付期間	試験実施 年月日
愛媛県職員採用候補者(上級)試験	・年齢21(20)歳以上34歳未満の者 保健師のみ20歳以上34歳未満の者 ・年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 資格免許を必要とする職は、上記の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者	3.5.10~28	〔第1次〕 3.6.20 〔第2次〕 3.7.9~30
	行政事務B ・年齢21歳以上27歳未満の者 ・年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者	3.3.9~23	〔第1次〕 3.4.1~13 〔第2次〕 3.5.29~31
愛媛県職員採用候補者(民間企業等経験者)試験	行政事務 年齢21歳以上48歳未満の者で、民間企業等での職務経験が5年以上ある者	3.6.2~21	〔第1次〕 エントリーシートによる書類選考 〔第2次〕 3.8.20~22 〔第3次〕 3.9.20
	総合土木 年齢21歳以上48歳未満の者で、愛媛県外に本社を置く民間企業等での職務経験が5年以上ある者		〔第1次〕 エントリーシートによる書類選考 〔第2次〕 3.7.30~8.28
愛媛県職員採用候補者(初級)試験	年齢17歳以上21歳未満の者 (大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。)	3.8.13~30	〔第1次〕 3.9.26 〔第2次〕 3.10.21~11.1
愛媛県職員採用候補者(資格免許職)試験	司書 年齢21歳以上34歳未満の者で、司書の資格を有する者又は取得する見込みの者		
障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者(初級)試験	年齢17歳以上34歳未満の者で、以下の項目のいずれかに該当する者 ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者 ・療育手帳の交付を受けている者 ・児童相談所等により知的障がいがあると判定された者 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	3.8.31 ~9.17	〔第1次〕 3.10.31 〔第2次〕 3.11.30~12.7
愛媛県警察官(大学卒)採用候補者試験	男性 年齢17歳以上34歳未満の男子で、大学卒業者又は令和4年3月末日までに大学卒業見込みの者	3.4.2~19	〔第1次〕 3.6.26~27 〔第2次〕 3.8.2~12 3.10.2~9
	女性 年齢17歳以上34歳未満の女子で、大学卒業者又は令和4年3月末日までに大学卒業見込みの者		
愛媛県警察官(高校卒程度)採用候補者試験	男性 年齢17歳以上32歳未満の男子 (大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。)	3.8.26 ~9.14	〔第1次〕 3.10.16~17 〔第2次〕 3.11.10~17
	女性 年齢17歳以上32歳未満の女子 (大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。)		

(イ) 採用候補者試験受験状況

a 愛媛県職員採用候補者(上級)試験

(単位:人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
行政事務A	70	504	367	186	150	78	4.7倍
行政事務(情報)	2	8	5	5	3	1	5.0倍

学 校 事 務	22	117	87	59	56	24	3.6倍
警 察 事 務	9	87	69	27	25	18	3.8倍
総 合 士 木	16	30	22	20	18	15	1.5倍
建 築	2	10	7	6	4	3	2.3倍
農 業	14	38	34	33	29	15	2.3倍
畜 産	2	8	7	6	5	3	2.3倍
林 業	5	14	13	10	9	5	2.6倍
水 産	3	21	19	9	8	4	4.8倍
電 気 ・ 電 子	2	14	10	6	5	2	5.0倍
化 学	3	25	17	10	9	4	4.3倍
薬 劑 師	11	14	14	14	12	9	1.6倍
福 祉	6	18	17	15	14	6	2.8倍
心 理	5	11	10	9	9	5	2.0倍
保 健 師	11	34	27	22	19	13	2.1倍
合 計	183	953	725	437	375	205	3.5倍

b 愛媛県職員採用候補者（上級）試験〔行政事務B〕

（単位：人）

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
行 政 事 務 B	15	222	174	46	41	19	9.2倍

c 愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験〔行政事務〕

（単位：人）

試 験 区 分	採用予定	申込(受験)者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	3次受験者数	3次合格者数	競争倍率
行 政 事 務	5	253	33	30	15	15	10	25.3倍

d 愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験〔総合土木〕

（単位：人）

試 験 区 分	採用予定	申込(受験)者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
総 合 士 木	4	18	9	7	4	4.5倍

e 愛媛県職員採用候補者（初級）試験

（単位：人）

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
一 般 事 務	12	73	73	32	27	15	4.9倍
警 察 事 務	4	54	54	12	12	8	6.8倍
電 気	1	2	2	2	2	1	2.0倍
合 計	17	129	129	46	41	24	5.4倍

f 愛媛県職員採用候補者（資格免許職）試験

（単位：人）

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
司 書	1	15	12	4	4	1	12.0倍

g 障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験

（単位：人）

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
一 般 事 務	3	41	35	10	9	4	8.8倍
警 察 事 務	1	2	2	1	1	0	-
合 計	4	43	37	11	10	4	9.3倍

h 愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験

（単位：人）

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警察官（男性）	46	210	153	131	103	93	1.6倍
警察官（女性）	8	61	38	34	32	17	2.2倍
合計	54	271	191	165	135	110	1.7倍

i 愛媛県警察官（高校卒程度）採用候補者試験

（単位：人）

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警察官（男性）	31	280	205	97	75	64	3.2倍
警察官（女性）	5	71	49	17	15	11	4.5倍
合計	36	351	254	114	90	75	3.4倍

イ 選考の実施状況

職員の採用・昇任については、特殊な職その他について、人事委員会の行う選考によることが認められているが、令和3年度の採用・昇任に係る選考の実施状況は、次のとおりです。

(ア) 採用選考

（単位：人）

職群	級	代表的な職	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
行政職	1	主事・技師	7	1	11	1	20
	2	主事・技師	1		1		2
	3	係長	3		9		12
	4	専門員	4		20	1	25
	5	課長補佐・主幹	2				2
	6	本庁課長	3		13		16
	7	参事	2		4		6
	8	本庁局長	1				1
	9	本庁部長	1				1
公安職	1	巡査				4	4
	2	主任				2	2
	3	係長				8	8
	4	係長				2	2
	5	課長補佐				3	3
	6	本部課次長				7	7
	7	本部課長				9	9
	8	参事官				1	1
	9	部長					
研究職	1	研究員					
	2	主任研究員					
	3	主任研究員					
	4	主席研究員					
	5	機関の長					
医療職(→)	1	技師	7	21			28
	2	係長・医長	1	28			29
	3	保健所課長・病院部長	1	6			7

	4	本庁課長・副院長		5			5
	5	医 監					
医療職 (一)	1	技 師		4			4
	2	技 師	2	8	1		11
	3	主 任					
	4	係 長					
	5	専 門 員					
	6	地方機関の課長					
	7	地方機関の長					
医療職 (二)	1	技 師					
	2	技 師	2	109			111
	3	主 任					
	4	係 長					
	5	専 門 員					
	6	副看護部長					
	7	看護部長・地方機関の長					
技能労務職							
合 計			37	182	59	38	316

(イ) 昇任選考

(単位：人)

職群	級	代表的な職	知 事	公営企業管理者	人事委員会	議 会 議 長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長	合 計
行政職	3	係 長								
	4	専 門 員								
	5	課長補佐・主幹								
	6	本庁課長	46	2			6	1	55	
	7	参 事	53	1		3	1	4	62	
	8	本庁局長	25	2		1		1	29	
	9	本庁部長	3	1		1			5	
公安職	2	主 任								
	3	係 長								
	4	係 長								
	5	課長補佐								
	6	本部課次長								
	7	本部課長						13	13	
	8	参 事 官						8	8	
	9	部 長						9	9	
	研究職	2	主任研究員							
3		主任研究員								
4		主席研究員								
5		機関の長								
医療職 (一)		2	係長・医長							
	3	保健所課長・病院部長								
	4	本庁課長・副院長								
	5	医 監	1	8					9	

医療職(二)	4	係長								
	5	専門員								
	6	地方機関の課長								
	7	地方機関の長	1	1					2	
医療職(三)	4	主任								
	5	専門員								
	6	副看護部長								
	7	看護部長・地方機関の長	2	1					3	
合計			131	16		5	1	11	31	195

(ウ) 警察官階級昇任選考

(単位：人)

階 級	昇任者数
警 視	11
警 部	
警 部 補	
巡 査 部 長	
合 計	11

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 報告及び勧告の日及びその相手方

報告及び勧告の日	令和3年10月6日
報告及び勧告の相手方	議会議長及び知事

イ 報告及び勧告の概要

(ア) 県職員の給与と民間給与との比較

a 月例給

令和3年4月分の県職員給与と県内の民間給与とを比較したところ、県職員給与が民間給与を1人当たり平均47円(0.01%)下回っています。

民間給与 (A)	356,085円	較 差 (A - B) 47円(0.01%)
県職員給与 (B)	356,038円	

b 特別給(期末・勤勉手当)

民間における年間支給割合は4.28月分であり、県職員の期末・勤勉手当の年間支給割合4.45月分が、民間における年間支給割合を0.17月分上回っています。

(イ) 県職員の給与

a 給与の改定

(a) 月例給

公民給与の較差が極めて小さいことから、給料表及び諸手当の改定は行いません。

(b) 特別給

令和3年12月期の期末手当の支給割合を0.15月分(令和4年度以降は年間で0.15月分)引き下げるべきです。

(ウ) 公務運営に関する課題

a 人材の確保・育成

学生の進路選択の早期化や就業意識の多様化等に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による採用活動のオンライン化や在宅勤務等の執務環境への関心が高まる中、学生等の就業・就職に対する考え方の変化を捉え、県職員の仕事の魅力、やりがい等を積極的に情報発信していく必要があります。

また、時代に即した試験制度の在り方や人材の確保策について幅広く検討し、受験者確保に積極的に取り組むとともに、職員の意識改革の徹底や人材育成にも引き続き注力するほか、女性職員が能力や個性に応じて幅広い業務経験を積み活躍できる職場環境や、障がいのある職員がその能力を最大限に発揮し活躍できる職場環境、柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備に取り組むことが必要です。

b 仕事と家庭生活の両立支援の推進

育児・介護等に伴う休業・休暇制度やテレワーク、フレックスタイム制等について、職員への周知・啓発や利用しやすい制度となるよう積極的な見直しを行うとともに、全ての職員が育児や介護等と仕事の両立がしやすく、その能力を十分に発揮できる職場づくりに一層取り組む必要があります。

育児との両立支援に関する法整備の状況を踏まえた育児休業制度の見直し等について適切に対応するとともに、男性職員が育児休業等取得しやすい職場環境整備等の取組を着実に進めるほか、不妊治療のための休暇制度の創設等に向け検討を進める必要があります。

c 超過勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進等

超過勤務の縮減のため、上限を超えて超過勤務を命じた要因の分析・検証等を適切に実施し、その結果を踏まえた実効性ある取組をより一層進めるほか、職員の勤務状況を適切に把握・確認するとともに、業務の見直し・削減・合理化の推進、業務量に応じた適正な人員配置及び柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備に努めることが必要です。

また、引き続き職員が年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりに努め、なお一層取得促進に取り組む必要があります。

d 職員の健康管理

精神疾患による長期の病気休暇取得者等が依然として多いことから、ストレスチェック制度を効果的に活用し、職場のストレス要因の軽減・除去に取り組むとともに、職員の労働時間の状況を把握し、過重労働等による健康障害の発生の未然防止により一層努める必要があります。

また、職場におけるハラスメントについては、防止に係る要綱等や相談体制の整備等により、防止や解決に向けた取組が行われているところであり、引き続き未然防止に努め、風通しのよい職場環境を維持することが必要です。

e 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

令和5年4月からの定年の段階的引上げに向けて、定年の引上げに係る諸課題について、引き続き国の動向を注視しつつ、本県の状況を踏まえた具体的な検討を進める必要があります。

あわせて、段階的な定年の引上げ期間中存置される再任用制度についても、引き続き、能力及び経験が活かせる環境整備に努めていく必要があります。

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、地方公務員法第46条の規定により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会又は公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られることを要求できるとされています。

令和3年度中の要求件数、終結件数及び令和4年度への繰越件数はいずれもありません。

(4) 不利益処分に関する審査請求の状況

職員は、地方公務員法第49条の2の規定により、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会又は公平委員会に対して、審査請求をすることができるとされています。

当委員会に対する審査請求の状況（県分）は次のとおりです。

主な内容	令和2年度末の係属件数	令和3年度中の請求件数	令和3年度中の終結件数	令和4年度への繰越件数
分 限 処 分	0	1	0	1
懲 戒 処 分	0	0	0	0
転 任 処 分 ・ そ の 他	0	0	0	0
計	0	1	0	1

(5) 苦情の処理の状況

人事委員会は、地方公務員法第8条第1項第11号の規定により、勤務条件に関する措置の要求及び審査請求に関する不服申立てのほか、職員の苦情を処理することとなっています。

令和3年度中の相談件数8件、処理件数は6件、令和4年度への繰越件数は2件です。

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき令和4年6月18日から9月4日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

令和4年9月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

造園（造園工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 5	C 1	C 3	C 4	C 6

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 5	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 7	A 甲 9	C 2

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

金属熱処理（一般熱処理作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

機械加工（普通旋盤作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	B 1

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 C 1	A甲 4 C 2	A甲 5 C 3	A甲 6	A甲 8	A甲 9

機械加工（数値制御旋盤作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 4	A甲 7	A甲 8	A甲 9

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 C 4	A甲 3	A甲 5	A甲 6	C 1	C 3

機械加工（フライス盤作業）

2級

受検番号	受検番号
A甲 1	C 2

機械加工（数値制御フライス盤作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 7

2級

受検番号	受検番号
A甲 2	C 2

機械加工（マシニングセンタ作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 A甲 7	A甲 2 C 1	A甲 3 C 2	A甲 4	A甲 5	A甲 6

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	C 1	C 2

鉄工（製缶作業）

2級

受検番号
A甲 1

建築板金（内外装板金作業）

1級

受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2

建築板金（ダクト板金作業）

2級

受検番号
A甲 1

めっき（溶融亜鉛めっき作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 3 A甲 12	A甲 4 B 1	A甲 5 B 3	A甲 7 B 4	A甲 9 B 7	A甲 10

2級

受検番号
A甲 1

仕上げ（治工具仕上げ作業）

1級

受検番号
C 1

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 4 A甲 11	A甲 5 A甲 13	A甲 6 A甲 17	A甲 7 B 1	A甲 8 B 2	A甲 10

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	B 1	B 2	C 1

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 B 2	A 甲 2 B 3	A 甲 3 C 1	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 7

産業車両整備（産業車両整備作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

建設機械整備（建設機械整備作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	B 1	C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 12 A 甲 18 C 2	A 甲 2 A 甲 13 A 甲 19 C 3	A 甲 5 A 甲 14 A 甲 20 C 4	A 甲 6 A 甲 15 A 甲 21	A 甲 10 A 甲 16 A 甲 23	A 甲 11 A 甲 17 A 甲 24

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	C 1	C 2	C 4	C 5	C 6

家具製作（家具手加工作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

建具製作（木製建具手加工作業）

2級

受 検 番 号
A 甲 1

プラスチック成形（射出成形作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

酒造（清酒製造作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 4

とび（とび作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 6	A 甲 8	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 19
A 甲 21	A 甲 25	A 甲 27	A 甲 28	A 甲 29	C 1
C 3	C 4				

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 5	A 甲 6	C 1

左官（左官作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 7	A 甲 8

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	C 1
C 2	D 1				

タイル張り（タイル張り作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	C 1	C 2

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 4	A甲 5

防水施工（アクリルゴム系塗膜防水工事業）

1級

受 検 番 号
A甲 1

防水施工（シーリング防水工事業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	C 1	C 2	C 3

防水施工（改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2

防水施工（FRP防水工事業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 8
A甲 9	B 1	C 1			

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	A甲 3	A甲 5	A甲 6	A甲 7	A甲 8
B 1					

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	B 2	B 3	B 4

内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 D 2	A 甲 2	A 甲 8	A 甲 9	C 1	D 1

内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 B 3	A 甲 3 B 4	A 甲 4 C 1	A 甲 5 C 2	A 甲 6 D 1	B 1

内装仕上げ施工（化粧フィルム工事作業）

1級

受 検 番 号
C 1

熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 6	C 2

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	C 2

表装（壁装作業）

1級

受 検 番 号
A 甲 3

2級

受 検 番 号
C 2

塗装（建築塗装作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 B 1 C 14	A甲 3 B 2	A甲 5 B 3	A甲 10 B 4	A甲 11 C 9	A甲 12 C 10

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2 C 8	C 1	C 2	C 4	C 5	C 7

塗装（金属塗装作業）

1級

受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 3

2級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	C 1

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6

監査公表

○公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年9月30日

愛媛県監査委員 高橋正浩
同 大西誠
同 兵頭竜
同 高田健司

監査対象機関	監査年月日
循環型社会推進課	令和3年8月5日

（監査の結果）

収入未済の行政代執行費用（高濃度PCB廃棄物の処分に係るもの）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
30年度	1者	546,962	令和2年度決算による

（措置の内容）

債権者である法人に対し、平成31年3月26日付けで代執行費用の納付命令を行い、令和元年5月8日付けで督促状を送付。納付期限内に納付されなかったことから、法人の財産調査を行い、債権回収手続きを進め、令和2年9月17日に98,320円を回収した。今後も適切な債権管理を行い、債権回収に努める。

監査対象機関	監査年月日
保健福祉課	令和3年8月27日

（監査の結果）

収入未済の生活安定資金貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
16年度及び17年度	458者	40,817,820	令和2年度決算による

（措置の内容）

未収入金の収入確保については、市町に対し、借受人や連帯保証人へ

連絡等を行い、生活状態等の確認や償還督促を実施し、また、行方不明者についても追跡調査を行うよう要請してきたところ。

その結果、令和2年度末の未収入金40,817,820円のうち、令和3年度中に12,000円を回収した。また、時効援用の申立があった19名について、1,754,550円を不納欠損とし、借受人の行方不明などで回収不能と判断した1名について、112,560円を債権放棄した結果、令和3年度末には、前年度より債務者数で20者減の438者、収入未済額で1,879,110円減の38,938,710円となっている。

今後とも借受人等の生活状況に応じた適切な償還指導により、債権の整理に努めたい。

説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始直前には必要に応じて借受者に償還が始まる旨を連絡するなど、適期収入に努めた。

滞納となったものについては、資金の貸付けの段階から本人への相談・指導にあたっている県下の母子・父子自立支援員全員の協力を得ながら、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び本人又は保証人への電話、訪問を行うなど償還指導に努めた。

また、令和4年3月の一斉催告において、一度も償還のない者等、本庁所管分の328件（未納額2,229,545円）について、一斉に催告書を発出し、収入未済額の減少に努めた。

これらの結果、前年度からの滞納繰越分274,507,003円のうち、8,167,000円が3年度内に納入されたが、不納欠損が2,585,080円生じ、また3年度償還分4,728,782円が未収となったことから、3年度末の収入未済額は268,483,705円となっており、引き続き収入確保と滞納繰越額の縮減に努めたい。

なお、債権回収の外部委託については、令和4年度に実施する予定である。

監査対象機関	監査年月日
子育て支援課	令和3年8月18日

(監査の結果)

1 児童扶養手当返還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
2年度	85,820	914,740	1,000,560	金額は各年度の決算による
元年度	0	954,740	954,740	
差引増減	85,820	40,000	45,820	

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
2年度	5,348,843	249,053,777	254,402,620	金額は各年度の決算による
元年度	6,009,395	248,092,854	254,102,249	
差引増減	660,552	960,923	300,371	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
2年度	187,983	19,916,400	20,104,383	金額は各年度の決算による
元年度	191,557	19,945,852	20,137,409	
差引増減	3,574	29,452	33,026	

(措置の内容)

1 児童扶養手当返還金については、督促など納入指導に努めているが、令和3年度(令和4年5月末時点)で収入未済額は5,102,400円となっている。

納入指導については、制度の趣旨や返還金の発生理由について説明を行うとともに、個々の債務者の実態に応じて督促等を継続している。また、当該返還金は、主に受給者の受給資格に関する届出遅延により発生していることから、町に対して受給者に対する現況届や資格喪失届の提出指導、関係部門との連携及び関係公簿等の確認について周知徹底を図り、今後とも返還金の発生の未然防止に努めたい。

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金については、資金の貸付申請時において母子・父子自立支援員による制度の十分な

監査対象機関	監査年月日
障がい福祉課	令和3年8月18日

(監査の結果)

収入未済の心身障害者扶養共済年金過払金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
2年度	1者	140,000	令和2年度決算による

(措置の内容)

新型コロナウイルス感染拡大により親族で集まる機会が持てず、相続の話が進展しない状況が続いているため、年金受給権者の遺族に対して定期的な状況確認及び納入指導を行った。

引き続き、適切に納入指導を行ってまいりたい。

監査対象機関	監査年月日
経営支援課	令和3年8月10日

(監査の結果)

中小企業振興資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
29年度	1者	5,096,460	令和2年度決算による

(措置の内容)

当該違約金は、平成29年4月に誓約した分割納付計画に基づき、同年4月から毎月150,000円を回収し、令和4年2月に完済予定となっていたが、貸付先が業績不振に陥り、令和元年5月から納付が困難になった。

その後、県中小企業再生支援協議会等の支援を受けながら新たな償還計画を含む経営改善計画を策定することとしていたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により計画策定が遅れていた。

今般、新たな計画が策定され、違約金については、令和4年7月から毎月150,000円の納付を再開することになったため、関係金融機関と連携して当該企業の事業再生を支援しながら、適切な債権管理に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
林 業 政 策 課	令和3年8月31日

(監査の結果)

1 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
2 年度	0	60,129,846	60,129,846	金額は各年度の決算による
元年度	0	62,599,846	62,599,846	
差引増減	0	2,470,000	2,470,000	

2 林業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
平成19年度～21年度及び令和元年度	3 者	1,448,465	令和2年度決算による

(措置の内容)

1 林業改善資金貸付金償還金については、近年、林業・木材産業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、法人の解散による事業の廃止等により令和2年度末で3者60,129,846円の未収金が生じていた。

3年度も債務者の資力等に応じた償還の指導に努めた結果、年度内に2,554,000円が償還され、3年度末現在の未収金額は3者57,575,846円となっている。

令和4年度は、5月末までに384,000円の償還があり、4年5月末現在の未収金額は、3者57,191,846円となっている。

今後とも、地方局等を通じて債務者の状況を把握するなど、適正な債権管理を行い、貸付金が滞納となった場合の違約金(年12.25%)が多額にならないよう元金の早期償還に努めるとともに、適切な償還指導により、未収金の早期収入に努めたい。

2 法人の解散による事業の廃止等により生じた貸付金償還金に係る違約金については、2年度末で3者1,448,465円の未収金が生じていた。

3年度も債務者への償還指導に努めた結果、年度内に120,000円が償還されたため、3年度末現在の未収金額は3者1,328,465円となっている。

令和4年度は、5月末までに20,000円の償還があったため、4年5月末現在の未収金額は、3者1,308,465円となっている。

違約金の滞納については、既に貸付金償還金を完済し違約金のみとなっている1者を除いて、貸付金償還金完済後の違約金納入を指導しているところである。

今後とも、違約金に係る適正な債権管理に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
森 林 整 備 課	令和3年8月31日

(監査の結果)

県有林経営事業特別会計については、昭和59年度以降歳入不足が生じ、毎年度繰上充用の措置が講じられているところであるが、令和2年度末の歳入不足額は21億8,520万円と、前年度より4,132万円減少しているものの、令和2年度の木材価格は県営林経営改善計画策定当時(平成11年度)の5割程度にまで下落していることから、平成27年3月に見直しを行った県営林経営改善計画を着実に実行するなど、今後の健全な経営に向けてより一層の努力が望まれる。

(措置の内容)

県有林経営事業特別会計は、平成27年3月に見直しした「県営林経営改善計画」に沿った事業運営を行い、次の新たな改善策を順次推進するなど円滑な経営改善に努めている。

森林を採算林、不採算林に区分し管理。

分収林の不採算林は無償解約、採算林は契約を延長。

県有林の採算林は、70年サイクルの森林を目指す。

28年度から人員を削減。(4名 3名)

県有林経営事業基金は処分し、償還金に補填。

林業躍進プロジェクト等の施策を積極的に推進。

28年度から償還金に対しても一般会計から繰入。

こうした取り組みの結果、令和3年度の単年度収支(繰上充用額を除く。)は、4,871万円の黒字となり、令和3年度末の歳入不足額は前年に比べ減少し21億3,650万円となったが、依然として歳入不足が生じていることから、今後も経営改善計画を着実に実行し、財政健全化が早期に図られるよう鋭意努力して参りたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
漁 政 課	令和3年8月17日

(監査の結果)

1 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
2 年度	0	4,364,000	4,364,000	金額は各年度の決算による
元年度	4,260,000	1,482,000	5,742,000	
差引増減	4,260,000	2,882,000	1,378,000	

2 沿岸漁業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
平成22年度及び令和2年度	2 者	1,653,236	令和2年度決算による

(措置の内容)

1 沿岸漁業改善資金貸付金償還金については、厳しい漁業経営を強いられる中、令和2年度末で3名分4,364,000円の滞納繰越が生じている。これに対して、定期的に本人と面談して、分割による償還を指導してきた結果、令和3年度は、うち1名から計179,000円、もう1名からは計108,000円、残る1名からは880,000円を収入した。

今後とも、適正な償還指導を通じて未収金の早期収入に努め、債権全体の回収に繋げて参りたい。

2 債務者Aは、違約金969,517円が長期延滞となっているが、当面は、償還金(元本)の完済を優先させることとし、今後も早期に違約金の支払いが可能となるよう、定期的に本人と面談し、適正な指導を継続することとしている。

また、債務者Bは、滞納繰越していた償還金の一部が令和2年度に解消され、それに伴う違約金683,719円が発生したが未収となっている。当面は未収となっている償還金(元本)の完済を優先させることとし、今後も早期に違約金の支払いが可能となるよう、定期的に本人と面談し、適正な指導を行っていくこととしている。

監査対象機関	監査年月日
建築住宅課	令和3年8月23日

(監査の結果)

1 住宅貸付損害金について、適切に債権管理するとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
2年度	0	25,188,819	25,188,819	金額は各年度の決算による
元年度	403,688	26,977,417	27,381,105	
差引増減	403,688	1,788,598	2,192,286	

2 工事の契約手続遅延に伴う損害弁償金(消費税増額分)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
元年度	1者	9,751,200	令和2年度決算による

(措置の内容)

1 令和2年度末時点における住宅貸付損害金(98名25,188,819円)の退去滞納者に対しては、催告通知等回収に努めたところ、令和3年度中に2名から175,374円の入金(完納)、分割納入中の3名から188,000円の入金があり、最終的な過年度分未収金(令和4年度繰越)については96名24,825,445円となった。

なお、令和3年度においては明渡訴訟の提訴が無かったため、新たな住宅貸付損害金は発生していない。引き続き地方局と連携しながら収入確保に努めるとともに、より一層の収入未済額の縮減に努めてまいりたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	0	24,825,445	24,825,445	金額は各年度の決算による
2年度	0	25,188,819	25,188,819	
差引増減	0	363,374	363,374	

2 債務者が請求内容を不服として、令和元年10月16日に管轄の裁判所に債務不存在確認請求事件として提起を行い、県としても、損害賠償請求事件として令和2年1月31日に反訴の提起を行っており、現在係争中である。

今後とも、法廷で県の正当性を主張し、債権額が最大限確保出来るよう努めてまいりたい。

監査対象機関	監査年月日
東予地方局地域産業振興部	令和3年7月26日

(監査の結果)

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
2年度	172,765,114	142,337,463	315,102,577	金額は各年度の決算による
元年度	141,945,177	178,420,799	320,365,976	
差引増減	30,819,937	36,083,336	5,263,399	

(措置の内容)

滞納となったものについては、愛媛県徴収確保対策本部において、滞納整理方針及び数値目標を策定して計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化期間の設定、差押の早期着手と換価処分の促進などを実施し、滞納整理に努力した結果、令和3年度に繰り越した収入未済額315,102,577円が令和4年5月31日現在で121,147,897円に減少した。

令和3年度現年課税分については、自動車税納期内納付キャンペーンによる啓発活動に加え、「コンビニ収納」、「クレジットカード納付」及び「スマートフォン決済アプリ納付」等、納税環境の整備により納税者の利便性向上に努め、納期内自主納税の促進を図るとともに、滞納者に対しては、早期に財産調査を進め、預金、保険、給与などの差押え等による滞納処分を積極的に実施した結果、令和4年5月31日時点の未収入金は135,634,636円となった。

今後とも、納税秩序の維持と収税の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。

監査対象機関	監査年月日
東予地方局健康福祉環境部	令和3年7月26日 令和3年7月30日

(監査の結果)

1 生活保護費戻入金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
2年度	0	292,020	292,020	金額は各年度の決算による
元年度	0	327,020	327,020	
差引増減	0	35,000	35,000	

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
2年度	10,227,252	51,638,800	61,866,052	金額は各年度の決算による
元年度	10,421,564	47,442,675	57,864,239	
差引増減	194,312	4,196,125	4,001,813	

(父子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
2年度	40,123	133,000	173,123	金額は各年度の決算による
元年度	90,750	42,250	133,000	
差引増減	50,627	90,750	40,123	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
2年度	114,300	2,236,871	2,351,171	金額は各年度の決算による
元年度	242,415	2,058,272	2,300,687	
差引増減	128,115	178,599	50,484	

(措置の内容)

1 生活保護費戻入金のうち、令和3年度発生分については、丁寧な説明と粘り強い償還指導により、全額納入させた。

なお、令和2年度からの滞納繰越分292,020円については、生活保護費返還金納付計画に基づく適期収入が図られるよう、債務者への督促状・催告書の送付や臨戸訪問による納入指導に努めた結果、滞納者の相続人から7,000円が納入され、収入未済額は285,020円に減少した。

今後も債務者の生活状況を把握するとともに、適切な返還指導等により、収入未済額の縮減に努めて参りたい。

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計の貸付金償還金については、貸付申請時に母子・父子自立支援員が制度を十分説明し適正な償還計画を作成するよう指導するとともに、償還開始直前には借受人に償還が始まることを連絡するなど、適期収入に努めた。

また、償還が滞った者には、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び借主(連帯借主)への電話といった償還指導に加え、連帯保証人を通じた働きかけを行ったものの、疾病や就労収入の低下等により家計が悪化し、貸付当初に計画した償還が困難となる者も多く、令和3年度償還分のうち、計10,234,504円は未収となった。

なお、令和2年度からの滞納繰越分計64,390,346円については、市の母子・父子自立支援員との協力のもと、借主及び連帯借主への電話指導、連帯保証人による償還の促進等の納入指導に努め、3,748,722円が納入された。これらの結果、令和3年度の収入未済額は合計70,876,128円に増加したことから、引き続き、借主の生活状況に応じた適切な償還指導を粘り強く行い、納期限内の収入確保と滞納繰越額の縮減に努めて参りたい。

監査対象機関

監査年月日

東予地方局建設部

令和3年7月26日

(監査の結果)

県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
2年度	463,400	1,739,000	2,202,400	金額は各年度の決算による
元年度	525,400	2,347,500	2,872,900	
差引増減	62,000	608,500	670,500	

(措置の内容)

令和2年度末時点で2,202,400円の収入未済額があったが、令和3年度においても納入促進を図るため、滞納者に対して定期的に戸別訪問等による納入督促を行った。

また、長期滞納者については、督促状の発送、訪問、電話、呼出し等での催告、連帯保証人への協力依頼などにより強力に納入指導を実施するとともに、悪質な長期滞納者に対しては、住宅の明渡しを請求し訴訟を提起することとしている。

この結果、3年度は、滞納繰越金401,200円の納入があり、不納欠損処分155,100円を行った。令和3年度現年度分の収入未済額は660,099円となり、令和3年度分を含めた収入未済額は、前年度に比べ103,799円増の2,306,199円となっている。

今後とも、引き続き納入督促を行い、滞納整理に努めて参りたい。

監査対象機関

監査年月日

東予地方局今治土木事務所

令和3年7月30日

(監査の結果)

県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
2年度	1,744,400	1,459,700	3,204,100	金額は各年度の決算による
元年度	1,060,500	1,464,300	2,524,800	
差引増減	683,900	4,600	679,300	

(措置の内容)

令和2年度末時点で3,204,100円(38名)の収入未済額があったが、令和3年度においても納入促進を図るため、滞納者に対して定期的に戸別訪問等による納入督促を行った。

また、長期滞納者については、督促状の発送、訪問、電話、呼出し等での催告、連帯保証人への協力依頼などにより強力に納入指導を実施するとともに、悪質な長期滞納者に対しては、住宅の明渡しを請求し訴訟を提起することとしている。

この結果、3年度は、滞納繰越金の37.7%、1,208,600円(30名)の納入があり、併せて320,400円(1名)の不納欠損処理を行った。また、令和3年度現年度分の収入未済額が562,500円となり、令和3年度末現在の収入未済額は、前年度に比べ966,500円減の2,237,600円となった。

今後とも、引き続き納入督促を行い、滞納整理に努めて参りたい。

監査対象機関

監査年月日

中予地方局地域産業振興部

令和3年7月16日

(監査の結果)

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
2年度	387,182,235	272,146,032	659,328,267	金額は各年度の決算による
元年度	266,596,924	296,618,427	563,215,351	
差引増減	120,585,311	24,472,395	96,112,916	

(措置の内容)

県税の納期限内の収入確保については、特に自動車税種別割(旧自動車税)について、県民に対し納期内納付の重要性を広くアピールすること、納税者の意識啓発、納期内納付率の向上、滞納の未然防止を図るとともに、納税方法を周知することを目的として、例年、「納期内納付キャンペーン」を実施しており、3年度も2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策のため商店街や大型商業施設での啓発活動は取り止めとなったが、関係機関へのポスター掲示依頼や、商工会議所・商工会から事業者への納期内納付の周知依頼、コンビニ及びクレジットカード、スマートフォン決済アプリの利用等による納期内納付の呼び掛け等の広報活動を実施し、同税の現年度課税分の納期内納付率(金額ベース)は前年度を0.65ポイント上回った。

県税の収入未済額の縮減については、愛媛県徴収確保対策本部において策定された滞納整理方針及び目標に基づき、新型コロナウイルス感染症

症の影響に配慮しつつ、引き続き、必要なものについては迅速かつ厳正な差押、換価等の滞納処分の執行、税務職員の相互併任等による市町と連携した滞納整理の推進などにより、効果的かつ効率的な滞納整理を実施した。

また、平成24年度に当局に県内の徴収困難案件や煩雑な公売案件の集約を目的に設置された「愛媛県特別滞納整理班」においても、新型コロナウイルス感染症対策のため搜索等の活動が大きな制約を受ける中、活動可能な時期には感染防止対策を十分に行ったうえで専門的な滞納整理活動を実施し、積極的に滞納処分に取り組んだ。

これらの取組みの結果、全税目における納期内納付率は金額ベースで98.19%、対前年度比0.34ポイント増となるとともに、特例（コロナ）猶予制度の終了などから、令和3年度末の現年度収入未済額は、2年度末から192,511,198円、49.72%減の194,671,037円、現年度分と滞納繰越分を合わせた収入未済額は、2年度末の659,328,267円から198,880,987円、30.16%減の460,447,280円となった。

今後とも、引き続き納税秩序を確立し、税負担の公平性と県税収入の確保を図るため、納期内納付の促進と収入未済額の縮減に努めて参りたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
3 年 度	194,671,037	265,776,243	460,447,280	金額は各年度の決算による
2 年 度	387,182,235	272,146,032	659,328,267	
差引増減	192,511,198	6,369,789	198,880,987	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	令 和 3 年 7 月 16 日

（監査の結果）

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
2 年 度	3,241,078	18,024,578	21,265,656	金額は各年度の決算による
元 年 度	1,947,578	16,162,971	18,110,549	
差引増減	1,293,500	1,861,607	3,155,107	

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
2 年 度	1,728,824	9,161,352	10,890,176	金額は各年度の決算による
元 年 度	1,584,321	9,101,399	10,685,720	
差引増減	144,503	59,953	204,456	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
2 年 度	116,534	713,200	829,734	

元 年 度	127,128	787,679	914,807	金額は各年度の決算による
差引増減	10,594	74,479	85,073	

（措置の内容）

1 生活保護費戻入金の過年度収入未済額については家庭訪問や電話、文書等で納入指導を行った結果、前年度からの滞納繰越額21,265,656円に対し、70,000円の納入、1,693,895円の不納欠損があったが、令和3年度現年度償還分24,494,469円が未納となったことから、令和3年度末現在の収入未済額は43,996,230円となっている。

滞納者は、生活保護を受給中又は受給していた者で、厳しい生活状況にはあるが、今後も、家庭訪問や電話、文書等により返還指導を行い、収入の確保と収入未済額の縮減に努めたい。

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金の過年度収入未済額については家庭訪問や電話、文書等で納入指導を行った結果、前年度からの滞納繰越額11,719,910円に対し、1,589,034円の納入があったが、令和3年度現年度償還分2,091,483円が未納となったことから、令和3年度末現在の収入未済額は12,222,359円となっている。

この貸付金償還金は、本特別会計における貸付金の財源であることから、今後とも、引続き、電話・文書等による返還指導を行うとともに、個々の生活状況に応じた適切な返還計画などの指導も併せて行い、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の整理・縮減に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 建 設 部	令 和 3 年 7 月 16 日

（監査の結果）

1 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
2 年 度	3,885,198	9,678,471	13,563,669	金額は各年度の決算による
元 年 度	5,461,358	15,135,301	20,596,659	
差引増減	1,576,160	5,456,830	7,032,990	

2 収入未済の河川不法投棄物処分費用負担金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債 務 者 数	収 入 未 済 額（円）	備 考
29年度	1 者	248,400	令和2年度決算による

（措置の内容）

1 令和2年度末における県営住宅貸付料滞納分（13,563,669円）については、愛媛県県営住宅家賃滞納整理要領及び愛媛県県営住宅指定管理者業務仕様書に基づき、本人に対する督促状の送付、電話や訪問による督促、呼出しによる納付指導を行うとともに、保証人に対する納付指導依頼を行うほか、債権回収業者への収納業務委託により滞納の解消に努めている。

この結果、令和4年5月末日現在において、589,440,072円（現年度分）、3,306,326円（滞納繰越分）の納付及び911,500円の不納欠損処分により、滞納額は13,867,769円となった。

今後とも住宅貸付料の納期限内収入に留意するとともに、滞納繰越分についても収入確保に努めたい。

2 債務者は、平成30年4月に保護決定を受け、現在も生活保護を受給している状況である。定期的に就労状況等の確認を行うなど、適切な

債権管理に努めたい。

監査対象機関	監査年月日
南予地方局地域産業振興部	令和3年7月9日

(監査の結果)

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
2年度	47,331,685	45,146,963	92,478,648	金額は各年度の決算による
元年度	50,762,047	45,764,246	96,526,293	
差引増減	3,430,362	617,283	4,047,645	

(措置の内容)

令和3年度現年度課税分については、前年度に引き続き自動車税納期内納付キャンペーンや「クレジットカード」や「スマートフォン決済アプリ」等の納税方法の拡充などによる納期内自主納税の促進に努めるとともに、給与を中心とした債権の差押等積極的な滞納処分を実施したことにより、未収金は37,974,232円となり、前年度に比べて9,357,453円減少した。

令和3年度滞納繰越分については、滞納整理方針及び数値目標に基づき計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化期間の設定、債権差押の徹底と換価処分の促進、局独自文書催告など徴収確保に努め、本局管内(平成24年度～)及び支局管内(平成26年度～)において取り組んでいる「県・市町税務職員の相互併任」による個人県民税等の滞納案件に係る徴収確保等により、令和2年度に繰越した未収入金92,478,648円は令和4年5月31日現在39,996,673円となり、52,481,975円減少した。

これらの取組の結果、現年度分、滞納繰越分を合わせた収入未済額は、令和2年度末の92,478,648円から、令和3年度末には77,970,905円となり、14,507,743円、15.68%の減少となっている。

今後も、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、納期内納付の促進と収入未済額の縮減に努めたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	37,974,232	39,996,673	77,970,905	金額は各年度の決算による
2年度	47,331,685	45,146,963	92,478,648	
差引増減	9,357,453	5,150,290	14,507,743	

監査対象機関	監査年月日
南予地方局健康福祉環境部	令和3年7月9日 令和3年7月12日

(監査の結果)

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
2年度	1,369,221	13,275,648	14,644,869	金額は各年度の決算による
元年度	1,284,080	12,486,376	13,770,456	

差引増減	85,141	789,272	874,413
------	--------	---------	---------

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
2年度	4,165,368	29,329,757	33,495,125	金額は各年度の決算による
元年度	5,490,672	29,334,354	34,825,026	
差引増減	1,325,304	4,597	1,329,901	

(父子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
2年度	80,082	0	80,082	金額は各年度の決算による
元年度	5,726	0	5,726	
差引増減	74,356	0	74,356	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
2年度	77,600	279,058	356,658	金額は各年度の決算による
元年度	86,400	699,902	786,302	
差引増減	8,800	420,844	429,644	

3 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
2年度	243,278	3,774,171	4,017,449	金額は各年度の決算による
元年度	1,759,904	2,749,267	4,509,171	
差引増減	1,516,626	1,024,904	491,722	

(八幡浜支局)

(措置の内容)

1 令和2年度末において、生活保護費戻入金の収入未済額が14,644,869円であったが、訪問や電話等による納入指導を行った結果、令和4年3月末までに187,505円納入された結果、未納額は14,457,364円となった。

未納者は77名であり、うち37名は保護中である。

引き続き、未納者に対し粘り強く適切な返還指導を行い、期限内の収入確保に努めるとともに滞納繰越額の縮減に努めてまいりたい。

なお、令和3年度の現年度分生活保護費戻入金については、次のとおりとなっている。

令和3年度生活保護費戻入金収入状況表

令和4年5月31日現在

3年度調定額	収入済額	収入未済額	収入歩合
13,977,812円	7,440,808円	6,537,004円	53.2%

未納者25名

2 令和2年度末において、母子父子寡婦福祉資金特別会計における母

子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の収入未済額が33,931,865円であったが、訪問や電話等による納入指導を行った結果、令和4年3月末までに8,616,086円納入された結果、未納額は25,315,779円となった。

滞納者97名中29名が償還済みとなったほか、49名からは一部納入を得た。

しかしながら、借主の不安定な雇用状況等から、生活困窮者、多重債務者など依然として償還困難者が多い状態である。

今年度も引き続き、滞納者へ催告書を送付するとともに、就労情報の提供や口座振替の推進、日々の電話催告等に応じない滞納者に対する戸別訪問、連帯保証人に対する償還協力の要請等を積極的に行い、期限内の収入確保に努めるとともに滞納繰越額の縮減に努めてまいりたい。

なお、令和3年度の現年度分母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金については、次のとおりとなっている。

令和3年度母子父子寡婦福祉資金償還金収入状況表

令和4年5月31日現在

3年度調定額	収入済額	収入未済額	償還率
62,547,085円	60,150,004円	2,397,081円	96.2%

未納者38名

3 令和2年度末において、生活保護費戻入金の収入未済額が4,017,449円であったが、訪問や電話等による納入指導を行った結果、令和4年3月末までに510,750円納入された結果、未納額は3,506,699円となった。

未納者は12名であり、うち3名は保護中である。

引き続き、未納者に対し粘り強く適切な返還指導を行い、期限内の収入確保に努めるとともに滞納繰越額の縮減に努めてまいりたい。

なお、令和3年度の現年度分生活保護費戻入金については、次のとおりとなっている。

令和3年度生活保護費戻入金収入状況表

令和4年5月31日現在

3年度調定額	収入済額	収入未済額	収入歩合
4,667,795円	4,292,154円	375,641円	91.9%

未納者11名

監査対象機関	監査年月日
南予地方局建設部	令和3年7月9日

(監査の結果)

県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
2年度	956,449	673,100	1,629,549	金額は各年度の決算による
元年度	1,061,100	596,800	1,657,900	
差引増減	104,651	76,300	28,351	

(措置の内容)

県営住宅貸付料については、令和2年度末時点で1,629,549円(家賃14名、駐車場使用料1団地)の収入未済額があったが、滞納者及び連帯保証人に対し、督促状の送付・呼出し・訪問等納付指導に努めた結果、

642,049円(家賃8名、駐車場使用料1団地)の納付があり、令和2年度以前の収入未済額は987,500円(6名)となっている。なお、令和3年度の滞納繰越分の収入未済額増加は、長期滞納者1名分の滞納額増加が主な要因となっている。現在、福祉部局等の支援を受け、返済計画に沿って支払いを進めている。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の回収に努めて参りたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	717,300	987,500	1,704,800	金額は各年度の決算による
2年度	956,449	673,100	1,629,549	
差引増減	239,149	314,400	75,251	

監査対象機関	監査年月日
福祉総合支援センター	令和3年4月15日

(監査の結果)

1 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
2年度	6,063,150	27,965,150	34,028,300	金額は各年度の決算による
元年度	6,577,460	26,915,350	33,492,810	
差引増減	514,310	1,049,800	535,490	

2 収入未済の非常勤嘱託職員報酬返納金について、債権放棄の検討も含め、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
29年度	1者	55,128	令和2年度決算による

(措置の内容)

1 児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対し、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めた。

滞納となったものについては、平成15年度に制定した「児童福祉施設入所負担金徴収マニュアル」に基づき、四半期毎に徴収検討会議を開催し、未納状況について情報を共有するとともに、滞納者の生活状況や重点的に納付を指導すべき未収金について検討を行い、文書催告や臨戸訪問等により積極的に滞納整理を行った。

今後とも、保護者との連絡を密にし、収入の確保に努めたい。

区分	収入未済額(円)		
	令和2年12月31日現在	令和2年度末現在(令和3年度への繰越額)	令和4年5月31日現在
2年度 現年分	5,684,410	6,063,150	5,605,460
2年度 滞納繰越分	28,300,630	27,965,150	23,179,560
計	33,985,040	34,028,300	28,785,020
3年度 現年分			6,555,410
合計(+)	33,985,040	34,028,300	35,340,430

2 平成30年4月25日裁判所から破産手続開始の通知があり、債権届出書を提出し、平成31年1月10日に13,686円の入金があった。免責が確

定しているため、弁済は困難と思われるが、時効までは自然債務として残るため、任意弁済があった際は受け付けることとしたい。

なお、収納未済額55,128円について適切な債権管理に努めたい。

区 分	収入未済額（円）		
	令和2年12月31日現在	令和2年度末現在（令和3年度への繰越額）	令和4年5月31日現在
29年度 現 年 分	55,128	55,128	55,128

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東予子ども・女性支援センター	令和3年5月10日

（監査の結果）

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
2 年 度	2,158,650	6,571,900	8,730,550	金額は各年度の決算による
元 年 度	1,665,650	5,029,550	6,695,200	
差引増減	493,000	1,542,350	2,035,350	

（措置の内容）

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状の送付をするとともに、徴収会議において未納者の状況を把握し、電話催告、戸別訪問を実施し、収入未済額の縮減に努めている。

今後とも、負担金の適時・適切な収入に留意するとともに、滞納繰越分については、面接やケース訪問時を利用して保護者との連絡を密にし、期限内納入の啓発に努めるとともに、効果的な督促を行い収入の確保に努めたい。

区 分	収入未済額（円）		
	令和2年11月30日現在	令和3年度への繰越額（令和2年度末現在）	令和3年11月30日現在
令和2年度分	1,647,950	2,158,650	2,129,650
滞納繰越分	6,622,800	6,571,900	6,478,400
計	8,270,750	8,730,550	8,608,050
令和3年度分			2,400,220
合 計（ + ）	8,270,750	8,730,550	11,008,270

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南予子ども・女性支援センター	令和3年5月10日

（監査の結果）

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
2 年 度	1,602,375	9,701,660	11,304,035	金額は各年度の決算による
元 年 度	1,825,590	9,779,430	11,605,020	
差引増減	223,215	77,770	300,985	

（措置の内容）

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状、10月に催告書を送付するとともに、徴収会議を開催し、未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別を実施、訪問または電話による重点的な納入催告に努めた。

その結果、令和3年度に繰り越した未収金11,304,035円の内、令和4年3月末現在206,250円を収納し、1,791,490円を不納欠損処理した。

今後とも、負担金の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越分についても、保護者との連絡を密にし、効果的な督促に努め、その縮減に努めたい。

区 分	収入未済額（円）	
	令和3年度への繰越額（令和2年度末現在）	令和4年5月31日現在
令和2年度分	1,602,375	1,602,375
滞納繰越分	9,701,660	7,703,920
計	11,304,035	9,306,295
令和3年度分		1,212,870
合 計（ + ）	11,304,035	10,519,165

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
教 育 総 務 課	令和3年8月25日

（監査の結果）

奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
2 年 度	57,984,000	226,335,529	284,319,529	金額は各年度の決算による
元 年 度	66,860,000	236,337,500	303,197,500	
差引増減	8,876,000	10,001,971	18,877,971	

（措置の内容）

奨学資金貸付金償還金については、奨学生の採用時及び貸与終了時に、学校長を通じ、制度の趣旨や返還義務等を指導するとともに、卒業後、新たに返還を開始するときは、納入通知書発行に先立ち、文書により納入期限及び納入額の事前案内を行い、納期限内の収入確保に努めている。

また、返還指導を業務とする奨学生指導員（特定業務職員3名）を設置し、係員と連携して、滞納者本人や連帯保証人等に対する電話、文書等での返還指導を行うほか、平成30年度からは回収困難な債権について債権回収会社への委託を開始し、令和3年度からは長期滞納債権を一律委託するなど収入未済額の縮減に取り組んでいる。

令和2年度末現在の未収額284,319,529円については、令和3年度に76,910,154円（うち委託先での収納分31,265,154円）を収納し、令和4

年度への滞納繰越額は207,409,375円となった。しかしながら、多量採用した時期（平成21年度前後）の奨学生が返還期にあることなどにより、令和3年度には新たに716件、48,685,000円の未収金が発生したため、令和3年度末現在の未収額は、過年度分と合わせて256,094,375円となった。

今後は、奨学生指導員による初期の返還指導により、滞納の累積を防止していくとともに、回収のノウハウを有する専門業者を効果的に活用することにより、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努めたい。

差引増減	3,226,631	5,336,178	2,109,547
------	-----------	-----------	-----------

（措置の内容）

令和3年度における地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金については、37,978,422円の調定額に対し、収納額21,127,387円となっており、収納率は55.6%であった。

滞納繰越分については、償還金の未納者に対して、督促状の発行や各種通知文に未納額を掲載して納入を促すとともに、県担当者が奨学生であった者やその保護者と面談するなどして返還指導を実施した結果、令和3年度中に10,461,585円を収納し、令和4年3月末現在では604,840,809円となったが、新たに令和3年度の未収金16,851,035円が発生したことから、令和3年度末の収入未済額は621,691,844円となっている。

平成23年度からすべての未納対象者に対し「未納状況通知書」を送付することで、さらに返還を促すとともに、平成25年度からは奨学生指導員を1名配置し、市町担当者と連携を密に図り、返還に係る相談者にも丁寧に対応している。また面接指導を行う等、係全体体制でより効果的な運用を図っている。

今後は、さらにきめ細かな返還指導を徹底し、債務者の返還意識を高揚させることで、納期内収入の確保と収入未済額の縮減に一層努めたい。

監査対象機関	監査年月日
人権教育課	令和3年8月30日

（監査の結果）

地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
2年度	18,768,350	596,871,677	615,640,027	金額は各年度の決算による
元年度	21,994,981	591,535,499	613,530,480	

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第7号

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和4年9月30日

愛媛県公営企業管理者 山口真司

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>附則 （給料の調整額）</p>	<p>附則 （給料の調整額）</p> <p>9 当分の間、病院に勤務する医療職給料表(三)の適用を受ける職員に対し、当該職員に適用される職務の級に応じて次の表に掲げる調整基本額に同表に掲げる調整数を乗じて得た額の給料の調整額を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> <th>調整数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1級</td><td>8,100円</td><td rowspan="7">0.3</td></tr> <tr><td>2級</td><td>9,400円</td></tr> <tr><td>3級</td><td>9,700円</td></tr> <tr><td>4級</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>5級</td><td>10,400円</td></tr> <tr><td>6級</td><td>11,600円</td></tr> <tr><td>7級</td><td>12,500円</td></tr> </tbody> </table>	職務の級	調整基本額	調整数	1級	8,100円	0.3	2級	9,400円	3級	9,700円	4級	10,000円	5級	10,400円	6級	11,600円	7級	12,500円
職務の級	調整基本額	調整数																	
1級	8,100円	0.3																	
2級	9,400円																		
3級	9,700円																		
4級	10,000円																		
5級	10,400円																		
6級	11,600円																		
7級	12,500円																		
9 省略	10 省略																		

附則

この管理規程は、令和4年10月1日から施行する。

雑 報

○公 告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第3項の規定に基づき、公立大学法人愛媛県立医療技術大学の令和3年度に係る財務諸表について、次のとおり公告する。

令和4年9月30日

公立大学法人愛媛県立医療技術大学
理事長 安 川 正 貴

貸借対照表

(令和4年3月31日)

【単位：円】

勘定科目	金額	
資産の部		
I 固定資産		
1 有形固定資産		
土地		643,989,000
建物	1,839,373,210	
建物減価償却累計額	708,890,782	1,130,482,428
構築物	27,709,500	
構築物減価償却累計額	9,923,019	17,786,481
工具器具備品	246,270,217	
工具器具備品減価償却累計額	207,662,141	38,608,076
図書		285,332,024
有形固定資産合計		2,116,198,009
2 無形固定資産		
ソフトウェア		1
電話加入権		18,000
無形固定資産合計		18,001
固定資産合計		2,116,216,010
II 流動資産		
現金及び預金		377,825,381
未収入金		139,405
たな卸資産		864,824
前払費用		509,860
流動資産合計		379,339,470
資産合計		<u>2,495,555,480</u>
負債の部		
I 固定負債		
1 資産見返負債		
資産見返運営費交付金等	170,871,063	
資産見返補助金等	68,750,410	
資産見返寄附金	12,343,054	
資産見返物品受贈額	218,656,016	470,620,543
2 長期リース債務		4,196,866
固定負債合計		474,817,409
II 流動負債		
寄附金債務		16,219,611
前受共同研究費		2,051,467
未払金		116,352,601
リース債務		4,650,369
未払費用		23,614,737
預り科学研究費補助金		13,637,738
預り金		5,422,798
流動負債合計		181,949,321
負債合計		656,766,730
純資産の部		
I 資本金		
地方公共団体出資金		2,206,179,000
資本金合計		2,206,179,000
II 資本剰余金		
資本剰余金		159,722,406
損益外減価償却累計額()		727,930,114
資本剰余金合計		568,207,708
III 利益剰余金		
前中期目標期間繰越積立金		21,497,470
教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金		41,285,518
積立金		88,744,052
当期末処分利益		49,290,418
(うち当期総利益)		(49,290,418)
利益剰余金合計		200,817,458
純資産合計		<u>1,838,788,750</u>
負債純資産合計		<u>2,495,555,480</u>

損益計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

【単位：円】

勘定科目	金額	
経常費用		
業務費		
教育経費	89,241,527	
研究経費	35,995,263	
教育研究支援経費	20,331,489	
共同研究費	1,593,945	
役員人件費	39,910,591	
教員人件費	553,928,238	
職員人件費	123,055,665	864,056,718
一般管理費		90,715,988
財務費用		
支払利息	356,067	356,067
経常費用合計		<u>955,128,773</u>
経常収益		
運営費交付金収益		676,995,088
授業料収益		229,923,951
入学金収益		35,118,400
検定料収益		8,170,800
共同研究収益		1,593,945
寄附金収益		514,310
資産見返負債戻入		
資産見返運営費交付金等戻入	9,840,646	
資産見返寄附金戻入	2,589,701	
資産見返補助金等戻入	5,905,273	
資産見返物品受贈額戻入	7,235,036	25,570,656
財務収益		
受取利息	4,117	4,117
雑益		
財産貸付料収益	288,616	
手数料収入	352,350	
物品等売却収入	277,714	
雑益	5,209,547	6,128,227
経常収益合計		<u>984,019,494</u>
経常利益		28,890,721
臨時損失		
固定資産除却損		<u>1,680,252</u>
臨時利益		
運営費交付金収益		<u>7,122,149</u>
当期純利益		<u>34,332,618</u>
目的積立金取崩額		<u>14,957,800</u>
当期総利益		<u><u>49,290,418</u></u>

キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

【単位：円】

区 分	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	107,661,936
人件費支出	694,238,828
その他の業務支出	53,605,909
運営費交付金収入	719,365,000
授業料収入	208,759,851
入学金収入	32,918,800
検定料収入	8,170,800
共同研究収入	100,000
寄附金収入	8,288,000
その他の収入	6,109,918
小計	128,205,696
設立団体納付金の支払額	0
業務活動によるキャッシュ・フロー	128,205,696
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	18,568,880
小計	18,568,880
利息の受取額	4,117
投資活動によるキャッシュ・フロー	18,564,763
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	5,460,462
小計	5,460,462
利息の支払額	275,352
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,735,814
IV 資金増加額	103,905,119
V 資金期首残高	273,920,262
VI 資金期末残高	377,825,381

利益の処分に関する書類

【単位：円】

勘定科目	金額	額
I 当期末処分利益		49,290,418
当期総利益	49,290,418	
II 積立金振替額		62,782,988
教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金	41,285,518	
前中期目標期間繰越積立金	21,497,470	
II 利益処分額		
積立金	112,073,406	112,073,406

行政サービス実施コスト計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

【単位：円】

勘 定 科 目	金 額	
I 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用		
業務費	864,056,718	
一般管理費	90,715,988	
財務費用	356,067	955,128,773
臨時損失	1,680,252	956,809,025
(2) (控除)自己収入等		
授業料収益	229,923,951	
入学金収益	35,118,400	
検定料収益	8,170,800	
共同研究収益	1,593,945	
寄附金収益	514,310	
資産見返寄附金戻入	2,589,701	
財務収益	4,117	
雑益	1,600,018	279,515,242
業務費用合計		677,293,783
II 損益外減価償却相当額		67,342,135
III 引当外賞与増加見積額		1,093,059
IV 引当外退職給付増加見積額		3,291,024
V 機会費用		
地方公共団体出資の機会費用		3,630,309
VI 行政サービス実施コスト		743,882,144

注 記

I 重要な会計方針

「『地方独立行政法人会計基準』及び『地方独立行政法人会計基準注解』（平成30年3月30日総務省告示第125号改訂）」及び「『地方独立行政法人会計基準』及び『地方独立行政法人会計基準注解』に関するQ & A（総務省自治行政局 総務省自治財政局 日本公認会計士協会 平成30年5月改訂）」を適用しております。

1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、運営費交付金特別分（退職一時金及び派遣職員人件費等）については、愛媛県の指定に従い費用進行基準を採用しています。

2. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、県から承継した固定資産については承継時の残存耐用年数で減価償却しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	11年～27年
構築物	10年
工具器具備品	3年～5年

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいています。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与一時金については、運営費交付金により財源措置されているため、賞与に係る引当金は計上していません。

なお、職員に支給する賞与のうち、翌事業年度の運営費交付金により財源措置されるものについては、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額として、当事業年度末の支給対象期間に応じた支給見込額から前事業年度末の同見込額を控除した額を計上しています。

(2) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置されているため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第89条第4項に基づき計算された退職一時金に係る当事業年度末の引当外退職給付見積額から前事業年度末における同見積額を控除した額を計上しています。

4. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品について、最終仕入原価法を採用しています。

5. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和4年3月31日利回りを参考に0.218%で計算しています。

6. リース取引の会計処理

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

II 貸借対照表注記

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| 1. 翌期の運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額 | 42,466,999円 |
| 2. 翌期以降の運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額 | 381,585,627円 |
- （愛媛県からの派遣職員に対する退職給付見積額は上記金額から除いております。）

III キャッシュ・フロー計算書注記

1. 資金の期末残高の貸借対照表表示科目の内訳

現金及び預金	377,825,381円
うち定期預金（控除）	0円
<u>資金期末残高</u>	<u>377,825,381円</u>

2. 重要な非資金取引

該当事項はありません。

IV 行政サービス実施コスト計算書注記

1. 引当外賞与増加見積額の中には、愛媛県からの派遣職員に係る 161,993円が含まれています。
2. 引当外退職給付増加見積額の中には、愛媛県からの派遣職員に係る 1,903,546円が含まれています。
3. 機会費用の内訳
機会費用はすべて設立団体（愛媛県）に係るものです。

V 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人の資金運用は、預金、国債、地方債、政府保証債等に限定しております。なお、現在は預金だけの運用となっており、運用先の経営状況等の監視等を行っています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しています。

【単位：円】

	貸借対照表計上額 ()	時 価 ()	差 額
現金及び預金	377,825,381	377,825,381	0
未払金	(116,352,601)	(116,352,601)	0
リース債務	(9,822,788)	(9,050,260)	772,528

負債に計上されているものは、()で示しています。

(注)金融商品の時価の算定方法

現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しています。

VI 賃貸等不動産の時価等の開示に関する事項

該当事項はありません。

VII 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

VIII 重要な後発事項

該当事項はありません。

附 属 明 細 書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第87特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

【単位：円】

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		差 引 当期末残高	摘要	
						当期償却額			
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	1,631,793,600	1,612,600	0	1,633,406,200	674,860,451	62,209,307	958,545,749	
	構築物	16,950,000	0	0	16,950,000	1,696,642	1,265,560	15,253,358	
	工具器具備品	60,389,706	11,148,500	0	71,538,206	51,373,021	3,867,268	20,165,185	
	計	1,709,133,306	12,761,100	0	1,721,894,406	727,930,114	67,342,135	993,964,292	
有形固定資産 (特定償却資産を除く)	建物	169,667,010	36,300,000	0	205,967,010	34,030,331	11,584,147	171,936,679	注
	構築物	10,759,500	0	0	10,759,500	8,226,377	435,024	2,533,123	注
	工具器具備品	176,914,807	7,739,260	9,922,056	174,732,011	156,289,120	11,627,397	18,442,891	注
	図書	286,858,233	5,873,871	7,400,080	285,332,024			285,332,024	
	計	644,199,550	49,913,131	17,322,136	676,790,545	198,545,828	23,646,568	478,244,717	
非償却資産	土地	643,989,000	0	0	643,989,000			643,989,000	
有形固定資産 の合計	土地	643,989,000	0	0	643,989,000			643,989,000	
	建物	1,801,460,610	37,912,600	0	1,839,373,210	708,890,782	73,793,454	1,130,482,428	
	構築物	27,709,500	0	0	27,709,500	9,923,019	1,700,584	17,786,481	
	工具器具備品	237,304,513	18,887,760	9,922,056	246,270,217	207,662,141	15,494,665	38,608,076	
	図書	286,858,233	5,873,871	7,400,080	285,332,024			285,332,024	
	計	2,997,321,856	62,674,231	17,322,136	3,042,673,951	926,475,942	90,988,703	2,116,198,009	
無形固定資産	ソフトウェア	3,911,951	0	0	3,911,951	3,911,950	0	1	
	電話加入権	18,000	0	0	18,000			18,000	
	計	3,929,951	0	0	3,929,951	3,911,950	0	18,001	

注) 当期有形固定資産増加高の内訳

建物

非常用発電機設備 36,300,000円

工具器具備品

財務会計システムおよび授業料システム 5,919,200円

分娩台一式 3,212,000円 ほか

当期有形固定資産減少額の内訳

工具器具備品

財務会計システムおよび授業料システム 5,425,056円（リース期間満了による）

皮膚水分分布・携帯測定装置 2,145,000円 ほか

(2) たな卸資産の明細

【単位：円】

種類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入	その他	払出	その他		
貯蔵品(灯油等)	335,749	9,842,750	0	9,595,362	0	583,137	
貯蔵品(郵券類等)	229,353	900,570	0	848,236	0	281,687	
計	565,102	10,743,320	0	10,443,598	0	864,824	

注) たな卸資産は費用計上方式により会計処理しております。

- (3) 有価証券の明細
該当事項はありません。
- (4) 長期貸付金の明細
該当事項はありません。
- (5) 長期借入金の明細
該当事項はありません。
- (6) 公立大学法人債の明細
該当事項はありません。
- (7) 引当金の明細
該当事項はありません。
- (8) 資産除去債務の明細
該当事項はありません。
- (9) 保証債務の明細
該当事項はありません。

(10) 資本金及び資本剰余金の明細

【単位：円】

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資 本 金	地方公共団体出資金	2,206,179,000	0	0	2,206,179,000	
	計	2,206,179,000	0	0	2,206,179,000	
資本剰余金	目的積立金	146,943,306	12,761,100	0	159,704,406	注1
	その他	18,000	0	0	18,000	
	計	146,961,306	12,761,100	0	159,722,406	
	損益外減価償却累計額	660,587,979	67,342,135	0	727,930,114	注2
	差引計	513,626,673	54,581,035	0	568,207,708	

注1) 当期増加額は固定資産取得による増加です。

注2) 当期増加額は現物出資および目的積立金を財源とする特定償却資産の減価償却によるものです。

(11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(11) - 1 積立金等の明細

【単位：円】

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金	31,106,890	37,897,528	27,718,900	41,285,518	注1、注2
法第40条第1項に基づく積立金	75,422,695	13,321,357	0	88,744,052	注1
前中期目標期間繰越積立金	21,497,470	0	0	21,497,470	
合計	128,027,055	51,218,885	27,718,900	151,527,040	

注1) 当期増加額は、令和2年度の利益処分によるものです。

注2) 当期減少額は、当該積立金の使途に沿った使用によるものです。

(11) - 2 目的積立金取崩しの明細

【単位：円】

積立金の名称及び事業名	教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金	
	教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備事業	計
構築物	1,612,600	1,612,600
工具器具備品	11,412,500	11,412,500
小計	13,025,100	13,025,100
一般管理費		
消耗品費	3,037,100	3,037,100
備品費	1,067,000	1,067,000
修繕費	1,812,800	1,812,800
報酬・委託・手数料	8,776,900	8,776,900
小計	14,693,800	14,693,800
合計	27,718,900	27,718,900

(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(12) - 1 運営費交付金債務

【単位：円】

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	当期振替額					期末残高
			運営費交付金 収 益	資 産 見 返 運営費交付金	建 設 仮 勘 定 見 返 運 営 費 交 付 金	資 本 剰 余 金	小 計	
令和元年度	4,247,458	-	4,247,458	0	0	0	4,247,458	0
令和2年度	3,477,039	-	3,477,039	0	0	0	3,477,039	0
令和3年度	-	719,365,000	676,392,740	42,972,260	0	0	719,365,000	0
計	7,724,497	719,365,000	684,117,237	42,972,260	0	0	727,089,497	0

注) 地方独立行政法人会計基準注解第79条6項の規定に基づき、運営費交付金債務の残高を全額臨時収益に振替えています。

(12) - 2 運営費交付金収益

【単位：円】

業務区分	令和元年度交付分	令和2年度交付分	令和3年度交付分	合 計
期間進行基準	0	0	536,369,740	536,369,740
費用進行基準	4,247,458	0	136,377,890	140,625,348
会計基準第79条5項による振替額(注)	0	3,477,039	3,645,110	7,122,149
合 計	4,247,458	3,477,039	676,392,740	684,117,237

注) 地方独立行政法人会計基準第79条5項の規定に基づき、運営費交付金債務の残高を全額収益に振替えています。

(13) 運営費交付金以外の設立団体等からの財源措置の明細

(13) - 1 施設費の明細

該当事項はありません。

(13) - 2 補助金等の明細

該当事項はありません。

(14) 役員及び教職員の給与の明細

【単位：円、人】

区 分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人数	支給額	支給人数
役員	常勤	(32,869,686) 32,869,686	(3) 3	(0) 0	(0) 0
	非常勤	(0) 360,000	(0) 4	(0) 0	(0) 0
	計	(32,869,686) 33,229,686	(3) 7	(0) 0	(0) 0
教職員	常勤	(479,195,573) 500,359,018	(67) 75	(56,582,295) 56,582,295	(5) 5
	非常勤	(0) 17,161,174	(0) 37	(0)	(0) 0
	計	(479,195,573) 517,520,192	(67) 112	(56,582,295) 56,582,295	(5) 5
合 計	常勤	(512,065,259) 533,228,704	(70) 78	(56,582,295) 56,582,295	(5) 5
	非常勤	(0) 17,521,174	(0) 41	(0) 0	(0) 0
	計	(512,065,259) 550,749,878	(70) 119	(56,582,295) 56,582,295	(5) 5

注1) 役員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人愛媛県立医療技術大学役員報酬規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学役員退職手当規程に基づき支給しています。

注2) 教職員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員給与規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の初任給、昇格、昇給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の給与の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の住居手当に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の通勤手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の単身赴任手当に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の初任給調整手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の期末手当及び勤勉手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の特殊勤務手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員退職手当規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の退職手当に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学有期雇用職員給与規程、非常勤講師の報酬額について（理事長決定）、日々雇用職員の賃金日額について（事務局長決定）に基づき支給しております。

注3) 役員及び教職員の報酬又は給与の支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しています。

注4) 支給額には法定福利費は含んでいません。

注5) 上記明細には、共同研究費による人件費は含めておりません。

(15) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

(16) 業務費及び一般管理費の明細

【単位：円】

教育経費		
消耗品費	12,304,366	
備品費	2,334,610	
印刷製本費	2,025,967	
水道光熱費	15,193,931	
旅費交通費	2,642,759	
通信運搬費	2,449,231	
賃借料	999,316	
保守費	7,757,573	
修繕費	365,200	
損害保険料	36,270	
諸会費	54,000	
報酬・委託・手数料	12,241,046	
奨学費	23,363,700	
減価償却費	6,084,020	
雑費	1,389,538	89,241,527
研究経費		
消耗品費	16,276,818	

備品費		5,374,764	
印刷製本費		183,970	
水道光熱費		2,964,958	
旅費交通費		271,637	
通信運搬費		535,282	
賃借料		66,000	
保守費		1,637,020	
修繕費		44,946	
損害保険料		246,750	
諸会費		1,308,479	
報酬・委託・手数料		2,635,777	
減価償却費		4,275,582	
雑費		173,280	35,995,263
教育研究支援経費			
消耗品費		2,402,718	
備品費		158,400	
水道光熱費		1,715,777	
旅費交通費		1,295	
通信運搬費		6,065,455	
賃借料		1,217,963	
保守費		876,025	
諸会費		58,600	
報酬・委託・手数料		195,848	
減価償却費		239,328	
図書費		7,400,080	20,331,489
共同研究費			
消耗品費		1,187,745	
備品費		315,300	
水道光熱費		5,000	
通信運搬費		85,900	1,593,945
役員人件費			
報酬		23,776,575	
賞与		9,453,111	
法定福利費		6,680,905	39,910,591
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	300,023,505		
賞与	102,945,181		
退職給付費用	56,582,295		
法定福利費	85,377,257	544,928,238	
非常勤教員給与			
給料	9,000,000	9,000,000	553,928,238
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	77,096,345		
賞与	20,293,987		
法定福利費	17,450,788	114,841,120	
非常勤職員給与			
給料	8,161,174		
法定福利費	53,371	8,214,545	123,055,665
一般管理費			
消耗品費		13,109,400	
備品費		2,318,900	
印刷製本費		1,330,065	
水道光熱費		10,463,368	
旅費交通費		344,182	
通信運搬費		939,978	
賃借料		2,839,288	
福利厚生費		984,037	
保守費		8,137,949	

修繕費	5,191,300	
損害保険料	1,042,335	
広告宣伝費	176,000	
諸会費	1,723,100	
会議費	300	
報酬・委託・手数料	28,650,069	
減価償却費	13,047,638	
雑費	418,079	90,715,988

(17) 寄附金の明細

【単位：円、件】

区 分	当期受入額	件 数	摘 要
寄附金	8,288,000	6	
現物寄附（図書）	1,021,671	8	
合 計	9,309,671	14	

(18) 受託研究の明細

該当事項はありません。

(19) 共同研究の明細

【単位：円】

共同研究契約の相手方	経費の別	期首残高	当期受入額	共同研究収益	期末残高
地方公共団体等 （設立団体以外）	直接経費	0	95,000	95,000	0
	間接経費	0	5,000	5,000	0
株式会社等	直接経費	2,769,047	0	917,711	1,851,336
	間接経費	200,000	0	0	200,000
その他	直接経費	576,365	0	576,234	131
	間接経費	0	0	0	0
合 計	直接経費	3,345,412	95,000	1,588,945	1,851,467
	間接経費	200,000	5,000	5,000	200,000

(20) 受託事業等の明細

該当事項はありません。

(21) 科学研究費補助金等の明細

【単位：円、件】

種 目	当期受入	件 数	摘 要
日本学術振興会 基盤研究（B）	(1,400,000) 330,000	4	
日本学術振興会 基盤研究（C）	(14,036,588) 4,048,209	25	
日本学術振興会 若手研究	(993,392) 150,000	1	
合 計	(16,429,980) 4,528,209	30	

（注）上段（ ）内に直接経費相当額を、下段に間接経費相当額を記載しています。

(22) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

現金及び預金の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
現金	8,000	
普通預金	377,817,381	
計	377,825,381	

資産見返物品受贈額の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
工具器具備品	3	
図書	218,656,012	
ソフトウェア	1	
計	218,656,016	

未払金の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
固定資産未払金	42,632,699	
その他未払金（人件費）	59,850,172	
その他未払金（物件費）	13,869,730	
計	116,352,601	